

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 6月29日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 6 月 2 9 日
午前 1 0 時 0 0 分 開会
午後 2 時 5 5 分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	久 米 啓 右
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（1名）

委 員	廣 内 孝 次
-----	---------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 作業工程表（案）の説明と質疑について…………… 3
2. 協議事項…………… 3 1
- A) 試行実施分（賛否の公表）について
 - ・ 賛否の確認方法
 - ・ 各議員の同意について
 - ・ その他
- B) 試行実施（委員会のあり方）について
 - ・ 委員間討議
 - ・ 通告制
 - ・ その他
3. 議会基本条例の制定準備…………… 6 2
 - ・ 先進地の議会基本条例の読み合わせ
 - ・ 条文案を分担（班分け）することについて
4. 視察について…………… 6 2
 - ・ 視察先
 - ・ 日程
5. その他…………… 6 2

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 6月29日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 2時55分)

○久米啓右委員長 おはようございます。ここ数日、真夏を思わせるような暑さで、暑さになれてない体のほうもなかなか本格的に夏を過ごすような体調ではないかと思いますけども、熱中症という報道もされております。皆さんも十分お気を付けていただきたいと思います。

また、今朝ほどの新聞では兵庫県議会も基本条例制定の調査委員会を設置するという新聞記事もありました。我々の委員会も来年の5月に向けて精力的に議論を重ねていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

廣内委員からちょっと体調が悪いので欠席という連絡をいただいておりますので報告します。

それでは、お手元の次第に沿って進めたいと思います。

まず、1番の作業工程表(案)の説明と質疑についてということで、前回の委員会で24年5月を目標とした議会基本条例制定ということで、私のほうから案を提示させていただきまして、特にそれについて異論がなかったので、それに向けた作業工程表(案)と、これまで議会改革体系の一つ一つについて議論を重ねてきたものの状況について、工程表の下にまとめてみました。これについて確認しながら今後の進め方、またもう一つ試行実施を行いたいという2つの項目についての検討を行いたいと思います。

まず、作業工程表(案)の説明を行いたいと思うんですけども、工程表の、先に下の改革体系の一つ一つについて、この認識でよいかということの確認をしたいと思います。これには前委員長の報告書、議長への報告書もきょうお持ちいただいたと思うんですけども、それとあわせていきたいと思います。報告書はこういう表になってるやつかと思います。これが原口前委員長が議長あてに報告したものであると。これとあわせて確認したいと思います。

それでは、まず1の議会運営の内の本会議の運営、1-1、本会議の運営。その中の1番目の項目、説明員の範囲。これについては現状の継続というところに丸がついております。この認識でよいかということで。これはきょうの資料でなくても持参していただく資料の中に入ってたかと思います。説明員の範囲については、報告書では今後は質問通告がある場合の要請とするということで、この文章からすると、現状の取り決めといいますか、やり方で継続していくということにしております。

よろしければ次、1-1-2、通年議会について。※専決処分について。これは実施しないのところに丸がはいっております。これは通年議会はデメリットもあるのでということで、採用せずという報告をしております。これも実施しないということで今委員会も扱

いたいと思います。

次に執行部への反問権の保障、1－1－3です。これについては今後も検討されたいということで、これについては試行実施の丸印としております。これは反問権、あるいは自由討議、委員会のあり方についてのところでもう少し論議をしていくという項目になっております。

次に1－1－4、議員間の自由討議。これも同じく検討を要すと。検討されたいということです。これも同じように試行実施をするに当たってのやり方等で議論を重ねていくという項目です。

次に1－1－5、議場へのパソコンの持ち込みについて。これは議員は現行どおり持ち込まないという回答をしておりますので、実施しないという項目にしております。ただ、お話を聞く限りはですね、膨大な資料をファイルで持ち込むことを考えますと、説明資料としてのパソコンの持ち込みについて、答弁資料としての持ち込みも検討していただきたいというような声も挙がっております。ですから、そういう面から検討を要すというところにも丸を入れております。

1－1の本会議の運営の詳細項目についての各項目の判定といいますか、扱いについて、何か御意見があれば。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この1－1－3と4ですね、これ試行実施ということを明記してあるわけですが、内容についての検討が終わった段階で試行してみるかしないかということを決めていくということで、お願いしたいと思うんですが。内容がわからんままの試行実施だけやるというふうにしとくというのはどうかと思うんですけども。

○久米啓右委員長 内容というのは、例えば反問権をどこまで保障するかという、反問権の範囲とかという意味合いですね、はい。それについては、きょうの委員会のあり方の中で論議をしていく必要があるのかなと思います。それは後ほどの協議の中でそういう扱いにしたいと思います。

ほかありませんか。

原口委員。

○原口育大委員 パソコンの持ち込みについてですね、一応、報告の段階ではこういう形で報告してます。ただ、その後、一部議員の中でもやっぱり検討したいなという声はあったんです。

で、議場が仮に今度、新庁舎等も将来的にはなってきたときに、他市見てるとやっぱりそういう環境は整えとる議場なんかも見てきましたんで、そこら辺も含めて、ここにも再

検討のところにも入れてくれると思うんですけども、検討を要するにも入れてくれるんですけども、そのとおりやというふうに思います。一応、報告の段階では現状どおりということで報告してますけども、委員長の判断で私はいいいというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 はい。ちょっと私の意見なんですが、新庁舎では恐らくLAN配線も各議員の席まで接続、あるいは無線でできるかなと思います。恐らくディスプレイも各議員のところに付けていただけるような要望もしようかなと思ったりはしてるんですけども。

ただ、どの範囲の機種とか、機種というんはあれなんですけども、パソコンを持ち込みますと必ず録音、録画ができますので、その辺の制約については一応、今後検討課題というふうに考えております。

本会議の運営に関することではありますか。

原口委員。

○原口育大委員 通年議会については一応、前回の中では臨時議会を招集しやすい環境にして、それで対応できるんやという前提で採用しない、デメリットを考えて採用しないというふうに結論づけたように思ってます。国のほうでは、通年議会も可能にするような形の動きもあるように思うんですけども、今報告してる私のときの最終報告でいうと、そういうデメリットを考えると、臨時議会をスムーズに開くような方向を何か手当てしといたらそれでいいんじゃないかなという判断で、最終報告にまとめてあります。現状それでええのかなというふうに個人的には思ってます。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。備考のところに臨時議会等で対応するというような文言をつけ加えたいと思いますが、それについて何か御意見ありますか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会の招集権が議長にあるのか市長にあるのかという議論があったと思うんですよ。その点どうなんですかね。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 議会の招集権については、今現在の規定では市長です。

で、自治法の改正等いわれてますけども、やはり議長のほうに招集権を規定するっていうふうな考え方は書いてなかったように思われます。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 この前の全国市議会議長会の要望事項として、地方分権の一貫で、議会に招集権をという項目が入っておりました。現在のところ、招集権は執行部にあるんですけれども。地方分権の関係で、そういう要望書を国に提出しているという段階です。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 法律上の制約がある中での議論と。で、議会、議長に招集権がないということはどういうことなのかという議論をやっぱりしておく必要があると思うんですけども、そのあたりの議論が高まってない。この特別委員会の中ではまだ十分深まってない。で、そういう日本の制度の制約はあるけれども、本来、議会の役割にもかかわってことにともなるかと思いますので、その議論は深めとく必要があるとは思いますが。

ただ、だからそれを実施できるかどうかというのは、やっぱり法律との制約との関係があるので、我々の結論的なものが出たとしても、現状では要望を出していくと、自治法改正の要望を出していくという範囲にしかないのかなというふうに思うんですけれども、議論は詰めておく必要があるというふうに思います。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。基本的には実施しないということなんですが、自治法等との関係、あるいは臨時議会開催環境等ということも考えますと、自治権ということも考え合わせますと、議会独自で開催できるような環境づくりについての議員間の討議をしていくという線は残しておきたいと思います。

本会議の運営に関しては、なければ次の項目に移ります。

常任委員会、特別委員会のあり方の項目で、1－2－1、特別委員会設置のあり方。これは検討を要すに丸印です。前回で検討されたのは、議会広報広聴特別委員会が特別委員会設置ということですが、常設のような委員会であるということで、これを検討されたいという意味だと思うんですけれども。議会広報広聴特別委員会について、どのような扱いをするかということをもう少し議論を深めていくという意味ですね。

次に1－2－2、予算・決算特別委員会のあり方。現状の継続ということにしております。

1－2－3、調査の進め方。これは検討を要すということで、試行実施の範囲内にあるということで、試行実施のところと丸2つ入れております。

それ以降のこれ含めて5項目、説明員について、今のが1－2－4ですね。

で、1－2－5、委員会の政策形成過程への積極的関与。

1－2－6、委員会の自由討議と意見表明。

1－2－7、所管事務調査における質問事項の通告。これについては、委員会のあり方

について一括して取り組むとしております。当然まだまだ議論をしていくということと、試行実施という項目にしております。

それと、小島委員長、議運の委員長から各委員長に何か配付、要望というんですか、委員会での付託案件、審査並びに所管事務調査についてということで来ておりますけども、これはまだ各委員さん、いってないんですね。

事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) それについてはまだ配付はされてません。改革の特別委員会のほうでも、そのような形を試行していくということが前からいられておりましたので、議運でという2つのところで進めていったらやっぱりなかなか難しいので、議運の委員長は、まず改革のほうで取り組んでほしいというような考え方だったと思います。で、配付はされておられません。

○久米啓右委員長 これは一応取り上げていいわけですね。この委員会で。

議運の委員長のほうから委員会のあり方についての検討依頼といいますか、各委員会、特別委員会を含めてまいっております。これについて、皆さんに今回お配りしてもいいんじゃないですかね。ちょっとコピーとってくださいか。

ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時22分)

○久米啓右委員長 再開いたします。

議会運営委員長の小島委員長から、各常任委員会委員長あてに今お配りした資料が配られております。議会改革特別委員会においても、これについて検討をお願いしますということです。

内容を見てみますと、委員会のあり方について。出席説明員の扱い、あるいは通告制、そして議員間討議というような内容です。前文についてはそういうことなんですけども、項目についてちょっと朗読して確認したいと思います。

1番、閉会中の各委員会における事務調査について。調査事件をあらかじめ予定し、質問事項、また調査事項の事前通告制をすること。

(1) 質問事項、調査内容については、委員による申し出及び委員会が必要とみなす事項とし、委員間において決定する。委員会の開催の1週間前までに調査事件の通告及び説明員に対する出席を求める。

(2) 答弁(説明)を求めるものの職氏名。

(3) 資料請求がある場合は、その具体的内容。

2、出席係員には説明が終われば退席を求める。(必要最小限の質問は可能)係員退席後は問題の本質について議員間の討議を行い、意見交換をする。

3、将来的には、閉会中に付議された案件についても、同様の方式でやれるようにする。(賛否については執行部及び係員の出席は必要としない)ということであります。

これについて、先ほど次長からも説明ありましたように、委員会のあり方ということで、議会改革特別委員会に取り組むということにしておりますので、この委員会の動きを、動きといいますか、各委員さんの意見を聞いて、それをまたお聞きしたいということでございます。これについては、次第の協議事項2-Bで取り上げておりますので、そのときに御意見お伺いしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ議運で議論されたということでよろしいですか。

○久米啓右委員長 まだ議運では議論してないですね。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議運で議論、本来、順番からしたら議運の意思という受けとめをするわけですが、それはやっぱり先、議運で意を汲んでもろてからのことにしといてもならないと混乱しませんか。

○久米啓右委員長 議会運営委員会、私も委員であります。蛭子委員もオブザーバー、あるいは何名か出席されておりますが、委員会ではまだこの件については何も論議されていないというのが現状です。それを議会改革特別委員会に全部丸投げという形になっておりますので、その件については、議会改革特別委員会の委員会のあり方については当然議論を進めていくというのはそれでよいんですが、議会運営委員会の申し出については、どういう扱いにいたしましょうか。

川上委員。

○川上 命委員 これ今も言いよったように、私は議運で審議されてこういう文章出てきたんかと。議運で出た場合には、我々以上のな、議会運営に関する委員会がこういう決定するということは、我々はこれに従っていかんなんわけやな。ということの中で、この中で見よったら、これ委員会を制約しられたような、ほんで「質問を前もってしなさい」やけど、これは完全に質問からいろんな中で何が飛び出すかわからんような、ほれで月に

1回か2回かしかせえへんような委員会をやな、そない出席しとる課長連中は無駄とかいうことになれば、議会そのものをまるでこう、軽視するような形になってやな、議会の審議そのものが軽く自分自身、議会そのものが何か自分自身を軽く見てしまうような感じになってしもてな。これ何が飛び出すか分からん。月に1回か2回は議会の報酬を持ってしよるねんからな。仮に手挙げた蛭子委員が言うたときに、蛭子委員のことに関連したことで、何が飛び出すか分からん。そのときにおらへんかったら、結局、時間的にやな、また委員会を持つ。こんなこと言いよったらもうその場その場でやな、もう審議できんようになってくるからな。二元性ということをよういわれるけど、二元性そのものを根本的に覆してしまうと思う。制約したらやで。ほんで、質問する人を前もって、これはちょっと自由討議を議会の中で、せんかといよる中でやな、ちょっとこれ、これを文章にしたら、議運やさかいな、委員長やさかいな、我々が圧力かかったようになるわけよな。

○久米啓右委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時31分)

○久米啓右委員長 再開します。

これについて意見あれば。

原口委員。

○原口育大委員 この文章、僕も初めて見たんですけど、これはもう出されとるんですかね、今用意しとるという話ですか。

これ今、一読させてもらって、書いてあることについては、今まで特別委員会でも議論してきたことを委員長なりに解釈をされて、常任委員会の運営について、委員長としての、議運の委員長としての個人的見解を書かれとんのかなというふうに思います。

私のスタンスとしては、報告した内容というのは、かなりこれに近いことを報告してますんで、それを議運が実行していただけるんだったら、ただそれは今いろいろ意見が出たように、委員長が独断でできることではないんで、議運の中で協議していただいて、採用していただけるんだったら私はありがたいなと思ってます。

ただ、協議なく一気に委員長の思いだけではできないやろうというのは、もうそういうふうに思ってますんで、まだ出てないんでしたらもう一回ちょっと考えないといけないと。この文章についてはですね。いうふうには思ってます。

だから、議運でやるべきか、ここでやるべきかということについてですね、前委員長の

立場としたら、一応、議長に報告した。だからそれを実行をしていただけるんでしたら、議運で実行していただいてもええし。

ただ、それがいろんな意見もあるのわかってますんで、もう一回改革でしっかりと議論を詰めて、改革のほうで主体性を持ってやるべきやというふうな感覚も今思ってますんで、私は今、議長言われましたけど、もう一回改革に引き取って、改革の中で結論づけて、しっかりした結論出すのがええのかなというふうには思います。

だから、委員長あてに自分の思いを書かれと思うねんけど、まだ出てないんだったらこれはちょっと控えていただいて、もう一回議運の中でなりここでなり協議する必要があるというふうに思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 ここに副議長もおるし議長もおるし、そういった中でよ、議運がうちの議会運営の中では一番の最高機関やな、一応、各委員会もオブザーバーに出とるしよ。そういった中で、この取り組みはちょっと私は民主主義に反する、逆にいきよるような感じがすんねんけんどな。通告制とか係員が退席する。

それで、議長はこのように御立腹するということは、議長と諮問機関がまだ連携ができとらんのか。どうなっとんやこれは。それで、しまいにはこの議会改革までこういった文章を出されて。議長自身が出したんと一緒やで、はっきり言うたら。そうやで。議長に相談しとったら議長に、議長がこれ出したんと一緒やで。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) この文章については、委員長が作成されました。で、委員長は次の議会運営委員会で検討していただく案としてつくったようです。

ただ、改革のほうでも試行するっていう話があったので、改革の委員長にするんやったら、議運でこういうことで検討しよう思っとんねんけども、両方でしたらあれなんで、改革の委員長のほうに相談されたんだと思います。以上です。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私、今聞いててね、これ私も議会運営委員会のメンバーのひとりとして責任を感じとんやけども。やはり委員長、議会運営委員会っていうのはあくまで議長の諮問機関であるしね。

で、こういう文章をつくって云々というときには、やはりまず議長に見ていただいてや

ね、こんなんでも出すんやと、いかがですかと。議長のコンセンサスを得た上で外へ出すと。ほかのだれか適当に相談するとかね。そういう動きが基本だと思うんやな。先ほどの話聞いてましたら、議長も聞いてないということだったんで、やっぱりこの辺は、やっぱりちょっと議会運営の基本にかかわる問題なんでやね、やっぱりその辺お互いもう一遍整理する必要があると思います。

○久米啓右委員長 内容については、我々の委員会で検討をしていこうという内容でございますし、改革委員会のほうは委員会として進めるというスタンスはスタンスです。議運の委員長のほうも、こういう思いもあったのかなというふうに思うんですが、改革委員会の検討等について、報告あるいは個人的にお聞きになるとかいうようなことで、経過を踏まえながら進めていただくというような格好で、小島委員長に回答したいと思います。意向はわかりますが、議運としては、やはり議運の中で一度、委員さんにお諮りするということをお願いして、改革委員会は改革委員会として独自に取り組んでいく進め方をしたいと思いますが、その考えでよろしいですかね。

川上委員。

○川上 命委員 この改革委員長、これ読んだんやけど、これ確かにきついことや、これは、確かにこれはそうかもわからんけどな、「会議に出席を余議なくされ無駄に時間と人件費を費やす、その間本来の担当業務ができないことは行政改革の妨げの一つになっていると思われ」この文章はこれは大きな問題やで。行政改革、ということは議会そのものが審議をしようたら、係員は出たら行政改革の妨げという、これは大きな一言、問題ですよ。これは議会として、これはちょっとこの文章が出回るということは、原口君どうですか、これは。行政改革のこれ妨げという、大変なことやでこれ。これはちょっと行き過ぎとちゃうか。やっぱり審議は十分尽くして、やっぱり反対賛成あんねんさかいよ。どんなことが飛び出すやわからんし、やっぱり南あわじ市の行く末を決めていくねんさかいやな。まだ10時から始まって2時間で終わるやいうのもこれいかんで。やっぱり9時から始めて3時間、昼からでもするという、審議は十分したいと思うね。審議で動いていくねんやさかいの。議会のなんで。だからそれは行政改革の妨げいうて、そんなんじゃ委員会開いたらあかんのやったら、もうこれ特別委員会もこれはつきり言うたら、特別委員会をこしらえるのは簡単だけどやめる時期もこれ必要やわ。これからな。こういったことはせんなんけんどうな。審議の時間まで入って出席議員がやっぱり無駄なということになれば、我々自身がどうしたらええんか、路頭に迷われ、こんなこといいよんのけ、議運では。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 この表現については適切かどうかというのは、ちょっと僕も。この表現が適切かどうかいわれるとね、ちょっと考えるんですけども。

ただ、質疑の仕方、委員会の運営の仕方とかこの質問、ここに書いてあることについては、より議論を深めるためにはどうしたらええかという前提があって書かれと思うんですよ。小島さんも。だから、より目的をはっきりさせて、それを集中的にやるべきやという書き方をしてあると私は取ってます。

だから、ちょっと今、それがそれ以外の分が無駄と切り捨てるのは、ちょっと文章的にどうかなと思うねんけども、改革の方向でいろいろ提案を、こっちから提案したことについてですね、自分なりに書かれとるんやなというふうに思うんで、ちょっと表現がきつ過ぎると思いますけど、やはり本来効率的な運営をするためにはどうすべきかということを考えて出した案やと思うんで、その真意はですね、そんな議会軽視とかいう真意ではないというふうに私は理解しました。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 ほんなら原口君、この必要最小限で質問可能と、こういう書き方、括弧の書き方、これはどういう意味や。これまるで抑えつけたような感じやね。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 これもちょっと全体をもうちょっと詳しく聞いてみなんだら僕も真意わかりませんが、僕が思うんだったら、例えば閉会中だとしたら、閉会中に所管事務調査すると。で、そのときに所管事務全般でやるのではなくて、例えば今回はこのテーマでやりますよというふうに絞ってやることも可能やと思うんです。あるいは、何か問題があったときに、現地へ行って調査してきてそれを集中的に取り上げるというふうなことも可能やと思います。

ただ、その議論っちゅうのは、質疑っちゅうのは、本来は説明員については、聞かんとわからんことは聞くべきですけども、本来、委員間の中で協議をして結論を出すのが委員会やと思ってますんで、そういうことを書いてあるんかなというふうに思うんです。だから、十分に必要なのは委員間で議論をすると。必要な質問は説明員に求めると。資料提供とかを求めると。出す結論は委員会ですんだから、裁決とかについては当然、委員会がやることですから、そういうことを書こうとしてるんやと思うんですけど。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 もう再度聞くけどな、今までこんなこと聞いたんは初めてや、私は議会もう20年もしとるけんどな。それで、それの中で何が問題でこういう問題を議運の委員長が、おまえは理解しよるような感じやけど、僕は絶対理解ようせんねん、この文章はな。もっと議会というのは自由討議、やっぱり何を発言しても自分自身の責任持った発言ではこれでええわけ。やっぱり市民の、やっぱりいろんな問題点を解決していかんなあかんからな。だから、そんな中でこういうような発言を制約するようなこの文章そのものは、何を根拠にこんなこと言い出したの。それ原口君はほんだけまで小島委員長の何がわかつとんのやったらどういう理由でこんなことになったん。これはやっぱり行政改革の一環で執行部に言われたん。「無駄ですよ」いうて。「委員会にあんだけの課長連中が一つの答弁もせんと発言もせんと無駄ですよ」というようなことあったんけ。そういうことあったんやったらこれは大きな問題になってくるしの。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) そういうことは委員長個人的にはわかりませんが、公的な委員会なりでそういう声はありません。

それと、後、多分私もこれは想像なんですけども、これ読んで中で、小島委員長は委員会っていうのはっていう、委員会のあり方、執行部に質疑して答弁をもらうということで今、委員会は終わってます。

ただ、そやけども、いろいろな本に書いてある委員会の調査活動っていうのは、一つのある大きな何か項目、問題となっていることを取り上げて、執行部にその件について質疑をし、その後は委員間でその件について討議をして、委員会としての一定の結論を出していくというのが、委員会の、特に所管事務調査というのは、そういうのが本来の形っていうのは本にも書かれています。だから、そういう委員会を目指して書かれたんかなと、ちょっと今読んでみて思いました。以上です。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 いや今ね、この1-2-4の話をする場じゃないでしょ、今。もう議長がこんなように言うんだからね。だから、これから4の何ぼまでいかなあかん話をね、今1-2-4で議論するんだったら何ぼでも意見あんねこれ。そらもうこの前の総務委員会で私は物すごい不満があんねんけどね。通告制もいいなと思うところあるけどね。今の場というのはそれを一生懸命賛成や反対やっちゅう話の場じゃないでしょ。だから、どんどん議事のほうをね。今それについてやり出したらそら切りがない。だから、これは1項目の検討課題の1つなんで、ずっと前へ進めるなり議事進行してもらわんと。この文章にこ

だわって言いよったらね、ちょっと時間が今の場じゃないと思う。

○久米啓右委員長 じゃ、柏木委員の進言どおりにさせていただきます。

川上委員。

○川上 命委員 私は改革2回目やこれで、出て来たんな。しかしよ、こういう文章をよ、きょう配ったんだろ。配ってやな、委員会そのあり方というのは各委員長特別委員会もよ、一遍でも聞いとんのやったらいざ知らずやな、やり方の中でな。しかし、突然こうやってぽんと出されたら、何がどないなっとんのか、議運と改革と特別委員会、これらがばらばらになっとんのかと思うんよ。わしらこれ初めて聞いたんよ、今な。そやけど、大事なことやで。確かに頭ごなしに各委員会を批判したような、これからやっぱりあるべき委員会のことを申すというような議運の委員長の発言やでこれな。ほやさかい、これはここで審議するのは間違えとるか知らんけれど、何のために誰が出したんや。しかし出た以上はな、ある程度の結論出しとかなんだらな、どないするか委員長がよ、何のために出したんか、それやったらそういうふうにやな、ちゃんとせな。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 これは私の不徳にもなんねんけど、私はそういう相談も受けてないし、先ほど次長が説明された、的を絞ってやると。そらそのとおりやと思う。それは常任委員会の委員長が考えてやることであって、議運の委員長がね、そんなとこへ口出しすることでもないし、これは地方自治法、二代表制で一般質問等では事前に通告して、いうたらイベントみたいな形やな、一般質問やいうのは。答弁も質問内容、それで答弁もする。ただ、そのために委員会を持って、委員は住民の代表として自分の失言のないように私生活面とかいろいろなことを配慮しながら好きなことを言える。これが委員会であってね、それで執行部も、そら来て、何にも用事のない者もおるか知らんけど、それはそのための職員であってね、月に1回の委員会であってやね。そやからこの分は私の責任において、委員長ね、何かいえば私に言うてもうたらよろしいよ。この件はもうこれで。前議長もあないして何言いよるけども、こんでもう切って、ほんでないと前行かへんからな。

○久米啓右委員長 わかりました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前 11 時 00 分)

○久米啓右委員長 再開します。

常任委員会、特別委員会のあり方について検討を要す項目及び試行実施の項目については、後ほどの協議事項に入っておりますので、そこで議論したいと思います。

次に、1－3、行政視察について。

1－3－1、視察等報告書の作成。これは実施済みということになっております。

もう一つ、視察経費について。これは経費を十分といったら変なんですけども、少し予算的に増額ということでありましたが、今年度の予算に反映されてますね。ということで実施済みということにしております。

次、市民参加の項で2－1、市民との連携について。

その1番、出前講座、懇談会、報告会について。これは導入を要すということになっております。議会報告会は昨年11月に実施は一たんしております。その他の講座、懇談会についても導入を要すということと、議会報告会については試行実施ということで、2回目の実施がしたいというふうな考えを持っておりますので、試行実施にも丸が入っております。

2－1－2、参考人制度、公聴会の積極的な活用。請願等の参考人制度は実施している、実施済み。参考人制度、これは自治法の109から110条に規定されておりますので、その上位法に基づいて実施をするという姿勢でよいのかなということでもあります。

2－1－3、請願・陳情の位置づけについて。現状の継続あるいは上位法による。請願・陳情についても自治法に規定されておりますので、その項目に沿って行うということです。

2－1－4、住民投票。上位法による、検討を要すということです。これは、総務省で住民投票に関する動きがありますので、国の動きを見守るということも報告書に書かれておりますので、そういう項目にしております。

市民との連携についての4項目ですが、これについて何かありますか。この位置づけについてです。中身についてはまた別の場で議論したいと思います。なければ進めたいと思います。

2－2、議会情報の公開。

その1項目目、議案に対する各議員の対応について。検討を要す。試行実施にしております。

議長交際費、これの公開についてですが、実施済み。

政務調査費。実施済み。

最後の項目、一般質問の録画配信について。6月議会より実施済みとなっております。これについては、6月の一般質問は録画配信を進めているはずですね。

事務局。

○議会事務局課長(垣 光弘) はい。録画配信、8月ぐらいから放送する予定でございます。

○久米啓右委員長 実施済みにしておりますけれども、8月実施予定ということです。
議会情報の公開について、この位置づけでよろしければ次進みたいと思います。

3-1、議会基本条例。その議会基本条例の制定について。これは検討を要す。備考に上記工程表により実施ということになっております。

次の3-2、議決事件の追加。

3-2-1、市政の重要な計画等を議決事項に追加。執行部へ要請ということで位置づけをしております。これも報告3-2-1ですね、議会及び市長は、市行政の各分野における基本的な計画の制定、提携及び協定の締結等に当たって必要があると認めるときは、議決事件の拡大について協議されたいという報告ですが、これはもうこの位置づけでいいですかね。

原口委員。

○原口育大委員 今回の34次の自治法改正でその部分が、例えばですね、基本構想については、策定義務がなくなったという部分があります。

だから、そこを執行部を信頼して、「してくれるやろう」というだけでええのかどうかという部分は、今から基本条例の中で検討する中で、検討として残しとかんといかんのかなというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 ということは、検討もまだこれから必要ということですか。

原口委員。

○原口育大委員 私は、義務づけがなくなった以上は、相手をどこまで信用するかの問題でもあるんですけど、一回検討しとかんといかんのかなというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 この分については執行部へ要請としてますけど、要請はしましたか。

○久米啓右委員長 まだだと思います。

柏木委員。

○柏木 剛委員 まだですね。要請するという事項ですね。

○久米啓右委員長 はい。

検討も必要という原口委員の意見なんですが。
事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) この議決事件の追加については、基本条例を検討していく中で、大概の市は議決事件の追加という条文をこしらえております。それで、何を議決事件に追加するか、追加するものをちゃんともう指定していますので、基本条例の検討をするときにあわせて検討をして、議会としてどういうものを追加するかっていうことがまとりましたら、執行部と今度は調整、協議を図っていくというふうな方向でいいのではないかなと思います。

○久米啓右委員長 基本条例条文作成時にこの件について組み入れていくということになるかと思うんですけども。

次進みます。

3－3、議員の政策能力の向上で、3－1、執行部の重要施策議会報告の制度化、執行部への要請。

専門的知見の活用。これは上位法による。

3、議員研修の充実強化。現状の継続。

3－3－1、今後も政策過程及び予算資料等の説明資料について、よりわかりやすい資料の提示を求める。ということで、執行部へ要請という形です。

専門的知見については、これも自治法等に、自治法に記載されておりますので、それに沿って実施をするということでありましたが、これも基本条例制定時に具体的な制度として確立をしておく必要があるかなということで、備考に記載しております。

議員研修の充実強化は、現在議員研修会、実施をしております。現状の継続をしようということにしております。

次に、議員定数について。位置づけは現状の継続です。

川上委員。

○川上 命委員 今までそうやったけど、これは一応現行どおりじゃなく審議せんとあかんのちゃうん。

○久米啓右委員長 現行どおりですと20名なんですが、削減の動きも、削減といいま

すか、定数の見直しの動きも、検討を要すという項目も入れておくということですか。

原口委員。

○原口育大委員 これもこの前の自治法の改正で、上限が撤廃されたという条件変化みたいなんがあったというふうに思います。

で、先進といえるんかどうか、他市見てると、定数の必要性いうのを議会が再度見直して、それで、議会として結論を出しておるというところが幾つか見受けられるんで、そういう今、川上委員言われた、検討するというのは、議会として調査をもう一回やる必要があるという認識は、持っとったほうがええのかなと。今まで現状っちゅうことは、もう20で固定という話だと思うんで。もう一回、上が変わったんやから、議会としてその20なら20の根拠を、もう一回調査して裏づけする必要があるんかなというふうには思います。

○久米啓右委員長 そしたら、検討を要すという位置づけもつけ加えておくという意見なんですけども、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○久米啓右委員長 次の3－5、議員報酬等。

3－5－1で、議員報酬について。これは実施済み。23年4月より減額実施しております。

費用弁償について。23年4月より反映済みということで、実施済み。

逮捕等による議員報酬の支給停止。これは上位法による、あるいは検討を要すという項目にしております。この件については、検討は当然要すかなと思うんですけども、刑事事件等になると、やはり上位法がありますので、そちらが優先になるかと思います。この辺も検討の中で議論していきたいと思います。

議会役職の任期等。

3－6－1で、議長、副議長の短期交代の是非。これは検討を要す。長短のメリット・デメリットについて議論していくということにしております。

常任委員、議会運営委員の任期について。検討を要す。これは議長、副議長の任期とあわせて検討していくということです。

立候補と所信表明。これも同じ検討を要すです。前回では、議員協議会で実施をいたしました。今後の実施についてどうするかという検討になろうかと思います。

議会事務局の項に移ります。

1番の調査・法務機能の充実強化について。これは議会独自で取り組むということにし

ております。

それと、2番、要点筆記、議事録の配付。実施済み。

図書の充実及び開かれた図書室について。これ実施済みにしております。4月より図書コーナーができておるということと、新庁舎開庁時には本格設置ということになるかと思いますが、今の時点では実施済みという形にしました。

事務局の外部委託・共同設置について。これは上位法による検討を要すということです。よろしいでしょうか。

次、その他の項ですが、議会要望の制度化。議会要望の制度化、要望の一本化ということで、これは実施しないということです。

事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) この4-1の議会要望の制度化については、一応、検討項目から削除するというふうな前回の結果になってるんです。

○久米啓右委員長 ああ、そうですね。4-1の議会要望の制度化の報告では、今後検討しない、削除するという項目になっておりますので、一応項目からは抹消します。

4-2、一部事務組合議会・審議会・協議会等で、会議等の内容報告について。実施済み。

一部事務組合協議会・組合議会・審議会・協議会等の報告について。実施済みということであります。

この項目について、全般についてでも結構ですが、この位置づけについて御意見ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その他の一部事務組合協議会・審議会の報告というような話であったんですが、これは実施済みということにはなっていない。実質できてない、何もできてないのでないかというふうに思います。

で、他自治体という位置づけになるので、そこには必ず議会があるということになるので、議員を派遣、選任をして、事務組合の議員を出しております関係上、その内容については、どんなことであっても議会では触れられない。やはり少しそれは内容にもよるんですけども、特に広域水道事務組合って非常に生活に密着したものがそれぞれの議員にとっては、議員、選ばれてない議員にとっては直接ものを言える、あるいは調査することができないというのは、少しやっぱいいびつでないかというふうに思いますので、これは深めて研究する必要があるというふうに思っております。

ですから、実施済みということで済まさないで、さらに深い検討をして、報告含めてで

すね、やっていただくということをお願いしたいと思います。

○久米啓右委員長 そうすると、4－2はどちらも検討を要すという欄にも丸が必要ということですか。その位置づけでよろしいですか。

原口委員。

○原口育大委員 一応、検討状況の報告の中では、各会議等の内容で重要なものについて、議員協議会に適時報告を行うというところまでは縛ってるんですよ。その判断でこれ以上どうやって縛るのかなというところになると思うんですけども、重要なものについて適時報告を行うという以上の何か検討が必要であれば、要検討ということに入れたらええと思うんですけど、その議論は若干必要かなと。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、例えば先ほども出たように、議会の招集権はどこにあるのかと。議長にもあるようにするべきだという改革の要望が全国議長会からも出てると。それにも類するような話じゃないのかなと。一般議員は他の組合、議会の議員の議決事項や内容について、議論の蚊帳の外にあると。これはやはりほんとに適切な状態なのかどうかという、そういうところの議論だと思うんですね。だからそれはまさに調査、研究の課題であって、もっと深める必要があるという立場で申し上げたところです。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 水道がもう淡路広域になったと。ほんで私も副議長も一緒に総務委員長も出てますけどね、はっきり言って、もう形骸化というか、物を言う場もないというような、水道は私、議長になってますしね。それで、やっぱりこれはね、もう1名ぐらいいね、あんだけの大きな会計やってね、ほんまに我々も個人的にはセンター長とこは行ってますけどね。何かもう3人の市長にやな、完全に、特に洲本と淡路市やいうたら、飲み込まれとるいうかな。もうそやから、ほんまにわしやっぱり最低やな、今、総務委員長は行ってますけどね。これは物すごいこう、何か不満があるいうか、これ今度十何日あるんですけどね、そのときは私も発言してやりますけども。やっぱり、もう1人ぐらい議員をふやしてね、そやないとほんまに広域行政、副議長も入っとるけどね、もう何でもしゃんしゃんで終わるといような、全く情けないものやなと、ほんまつくづく思います。ですから、そういうことは極力、積極的にやな、お願いしていくと。我々は我々でまたあっちのほうへそういうことも言わせてもらいますけども。はい。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。
 柏木委員。

○柏木 剛委員 1－3－2の視察経費について、実施済みなんですけども、前委員長のお話では、いろいろ調査が必要になったときは、予算が限られているために調査したい先進地に視察研修を実施することができないことのないよう、視察経費の予算要望を行いたいという話ですけど、このあたりは例えばね、視察によってもいろいろと経費のかかりぐあいも大分違うと思うんですね。だから、必ず年1回とかね、いう枠はどの程度は取り払われてるのか、例えば場合によっては年2回行ってもいいとか、その辺はどういうことでこれは実施済みというふうになっとるんか、ちょっとその辺、もうちょっと考え方をちょっと聞きたいんですけどね。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) このたび、今年度、議長のほうからも市長のほうに要請をいただきまして、視察経費のほうをもうぐっと単価上げていただいております。昨年までは1万5,000円でした。ひとりの議員さんに対して1万5,000円でした。ところが、ことしは6万円という予算づけになっております。それが常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の委員さんの数の分だけそれだけの予算がついております。

 で、回数については、もともと予算計上のところには、何回っていう回数を定めて予算計上しているわけではございません。ですから、予算の範囲内で委員会のほうで検討していただくということになってくると思います。

 で、一泊二日で行かれる場合、遠いところへ行かれる場合、近いところへ行かれる場合、また二泊三日で行かなければいけないようなところの視察地もあるかと思います。また日帰りで行けることもあるかと思います。そういうことは、もう委員会の中で検討していただいて、決めていただくというふうな形になってきます。

○久米啓右委員長 今回実施済みというのは、経費の増額がもう実施済みという意味合い。

 ほか何か御意見ございますか。

 それでは、ちょっと追加、あるいは削除等について確認したいと思います。

 1－1－2、通年議会について。ここについては、実施しないということになっておりますが、一応検討を要すという項目を入れております。招集権等についての話もありましたし、議会のあり方について議論を深めるということであったと思います。

その下のほうでは、３－２－１、市政の重要な計画等についての議決事項の追加については、基本条例制定時に条文化で必要ということでしたので、検討を要すということであります。

それと、議員定数について。現状の継続、丸だけでしたが、検討を要すを追加しております。

４－２－１、議会等の内容報告について。これも検討を要すを追加しております。

ほか漏れないですかね。

それでは、議会改革の体系については、一応、委員さん方の認識は今報告して追加を通したところです。ただ、削除が１つございました。４－１の議会要望の制度化ですね、これはもう削除ということで今後取り扱います。

次に、工程表（案）ですが、来年の５月までに議会基本条例を作成し、６月の議会に発議をしたいということで、それに基づく工程をつくってみました。一番上が委員会招集予定です。６月２９日、きょうですね。７月が２回、８月１回、で、９月議会ですから三角というふうにして、開催を各月２回ずつの予定を組んでおります。

で、議会基本条例制定の準備段階として、他市の基本条例の読み合わせ。これはきょうを含めて７月全般まで。

先進地視察研修の実施。本日、行き先の検討、７月及び８月どちらかでという、作成時点では、一番最初につくったのが５月ごろでしたので、７月も行けるかなと思ったんですが、７月の日程がタイトなので、ちょっと７月は無理かなということで、後ほど皆様と相談したいと思います。

次に、研修会の開催。議会運営委員会との調整。基本条例、議会基本条例に関する研修会の実施ということで、今回７月２５日でしたかね、研修会があります。それと１１月ごろに、これは基本条例に関する研修会を実施したいと考えております。

次の基本構成の作成。各条例の目次、理念の作成。これを８月いっぱい。

条例化の検討。詳細項目の、詳細項目といいますと、先ほどの報告書の中の「検討されたい」の議論を検討ということで、検討を要す項目についての議論を深めるのが６月から８月まで。

次に、各詳細項目の条例化検討、会議規則での対応、実施項目の仕分け。これは７月全般で行います。

次に、条文案の作成。基本構成を４分割、４班による条文案作成。班分けについて。班分けについての相談はきょう行うとして、実質は９月議会が終わった後実施していこうと思います。

各班、条文の委員会での確認検討。これは１１月末。

逐条解説。先進地では条文とともに逐条解説を設けておりますので、これは１０月以降５月まで随時行っていくという考え方です。

委員会案の作成。議会基本条例案の作成を11月から年明けの1月までに行いたいという事です。

次に、議員協議会での案の提示、意見聴取。これはでき上がった1月の案を2月の議員協議会を開催していただいて提示するという事です。

次に、パブリックオピニオン等の、それと臨時議会だより、ホームページ、公聴会ということになっております。パブリックオピニオンは条例が作成された後の2月ないし4月において聴取を行う。またホームページ、公聴会等で意見を聴取する。

専門家による条文、条例チェック。これは2月にでき上がったものを見ていただくという事です。

実施段階について再検討を行います。議員協議会等の意見も経た後、聴取を経た後に2月末を目標に再検討を行い、最終確認を議員協議会にもう一度諮ります。それが5月。で、6月議会で発委をするという工程表です。

次の試行実施の項目について説明します。詳細項目の1-1-3、反問権及び1-2-6、自由討議の項目について、議会改革特別委員会での論議を深める。本日を含めて7月いっぱい。常任委員会のあり方の検討。同じくです。で、議員協議会での意見聴取。これは議論を深めた後の8月に行い、実施を9月の本会議から行うということですが、準備ができ次第ということにしております。

次に、もう一つの試行実施ですが、2-1-1、報告会及び2-2-1、対応公表です。議決に対する対応の公表については、これも議論を7月までの委員会で行う。そして、議員協議会等での同意を得て、9月の本会議及び委員会で実施をする。その結果は、議会だよりへの掲載を11月1日発行の議会だよりの掲載を依頼いたしまして、それをもとに議会報告会の実施をし、市民からの意見を聴取するという形を取るということです。それら2つの試行実施については、基本条例の条例の作成に盛り込むということで、上へ点線として結んでおります。

工程表について何か御意見ありますか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 これ、感想でいきますけどね。これ7月8月で重たいやつが結構7月8月に、要するに「検討を要する」とかね、いうふうな話が7月8月、この中で「検討を要す」ということできとるような話がうまいことどこまで議論できるんか。

だから逆に言ったら、私は文章に落とすとか条文に落とすというのはね、そない時間、工程、10月11月とか1月2月という残りやっとなですけどね。「検討を要す」という、「検討されたい」の議論検討というやつが、ちょっとこのタイミングで、あるいは議員協議会に8月に報告するとかいうのはね、どこまでできるんかなっちゅう、ちょっとスケジュールがちょっと前半に倒し過ぎちゃうかなっちゅう、印象をちょっと持ったんですけど、

どうでしょうか。

○久米啓右委員長 はい。ほか何か御意見ございますか。
議長。

○阿部計一議長 先ほどは発言しなかったんですけど、検討事項という、例えば議員の逮捕時の対応の扱いについて。これは私の意見ですけども、やっぱり刑事訴訟法とか法律、自治法にうたわれてる以上のことはね、議会で私はやるべきでないと思うんです。倫理でも非常に厳しい縛りがあるんでね。これは私の個人的な意見ですけども、検討要項になってますけども、一般入ってない人の意見もそういう法律自治法以上のことはやるべきでないという意見が多いんでね。私はそんなことを思いますんで。これは検討やからね、こんでええんですけど。一言、言わせてもうときます。ほかの議員さんのそういう意見もありますんで、はい。

○久米啓右委員長 私の考えを少し述べさせていただきますと、7月8月の検討については、試行実施の項目について主にやりたいと考えております。試行実施が2項目あります。対応公表と委員会のあり方、反問権、自由討議ですね。この項目について、実施を検討する項目ということで、たくさん「検討を要する」もあるんですけども、基本条例に載らないものもありますので、それは後回しにするということでいいのかなと思うんです。
柏木委員。

○柏木 剛委員 ということは、委員長の考えとしては、基本条例に関係するような検討事項だけを絞って、もう全部諸手挙げにやっていこうという考えじゃないという、そういう考えですか。

○久米啓右委員長 そうです。時間的な余裕がないということも想定されます。ですから、基本条例制定工程の中で必要なものについては行いますが、後回しでもよいものは急がなくてもいいんじゃないかと思ってます。
柏木委員。

○柏木 剛委員 今2つっていうのは、賛否の公表の問題と。

○久米啓右委員長 委員会のあり方とです。

○柏木 剛委員 委員会のあり方の反問権とか含めて。

○久米啓右委員長 そうです。

○柏木 剛委員 全部含めて。

○久米啓右委員長 はい。

○柏木 剛委員 大きく2つぐらいを、大体この委員会でやれば、7月8月の委員会でやれば、条文作成には、あんまりほかは置いといても構わないという、そういう考え方で
すか。

○久米啓右委員長 はい。

それと、委員会のあり方については、工程表にも書いてますが、準備ができ次第実施と
いうことで、こちらのほうはもう少し、9月議会でということですが、そこは点線にして
ます。

ですから、ここで実現可能かどうかというのは、私の中でもクエスチョンなので、検討
段階で9月が12月にずれ込むという可能性も含めておりますので、その辺もお含みおき
いただければと思いますけど。

ほかありませんか。

副委員長。

○熊田 司副委員長 ここで第三者の意見聴取と議員協議会の委員会の提示、意見聴取
とが同時にスタートというのは、ちょっと厳しいんじゃないかなと思うんですが。要する
に、議員協議会のところできっちりと把握してからでなかったら、公表等をしてまた内容
が違ふやないかというようなことが、議員の話し合いではちょっとこのところこう変え
て行くほうがええんやないかとかいう話が必ず出てくるというふうに思いますんで、時期
的に議会基本条例が完璧に、例えば25条というまでせんでも、第1章が決まれば、もう
第1章から議員協議会で承認いただくとかいう方法もあるんやないかなと。もう全部ね、
完璧にきちっとできて、これが案ですってこう、出さなくても、そういうふうにこう、各
章ごとぐらいで、また議員協議会等で承認いただきながら進めていくという方法もあるん
ではないかなと思います。

○久米啓右委員長 それについてのほかの委員さん、御意見ありますか。

原口委員。

○原口育大委員 班分けをして、まず条文案を作成するという事なので、同時進行的にいけたらと思うんで、それができた時点で、全協の中で確認をしてからパブリックコメント求めるというふうな方向になるのかなというふうに思います。

で、試行実施については、確かに基本条例の重要な構成要素なんで、できるだけ早く検討をして、試行実施を何とかして、それを検証して、条文の中でどういうふうに持っていくかと。

で、分割してということになると、やっぱり一つの条例なんで、全体のバランスというのは必要やと思うんで、やはり同時進行でつくったものを全体として提案をするということでないで、ちょっといびつなものができ上がっても困るかなというふうに感じました。

○久米啓右委員長 はい。ほか御意見は。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ゴールを来年の6月と。6月議会での提案ということであるわけですが、進め方として、どの項目も多数決的に決めていくのか、合議的につくっていくのかによってかなり違ってくると思うんですね。

で、ここまで議論したんだから意見がわかれとってこれもこれでいくというような考え方であれば、すべての項目は決まっていくと思うんです。で、それが果たして内容的にいいものかどうかということは、またいろいろ意見わかれるところもあるのかなと。

で、かなり反問権の問題にしても、政策的な提案を議会としてやるというようなことにしても、あるいはその他もろもろ改革の重点どこに置くのかといった議論にしてもですね、いろいろ意見が百出してくる部分も結構感じられるんですね。で、そのあたりの調整をこの7月8月で、例えば試行実施ということでやりながら、この議論は完成に向けて、同時進行で4分割で条例案の策定と同時進行というような格好で進めていった場合に、課題が残ったまま多数決論理で決着をつけるということが、果たしていいのかどうかというようなことを、ちょっと疑問に思っております。

○久米啓右委員長 今の蛭子委員の御質問について、私の考えを述べさせていただきますと、この特別委員会では十分議論をしておかなければ、議員協議会等への提示がしたときにうまく説明できないかと思っております。

ですから、この委員会での協議はとことんといったらあれなんですけども、十分論議し、意見を言い合った上で合議するという形を基本としております。そういう議論を踏んだ上で、委員会の報告を議員協議会で行わないと、私が報告したときに各議会改革の委員さんが同意をしていただけておかなければ、報告会にならないと思いますので、そういう基本は踏みたいと思っております。

柏木委員。

○柏木 剛委員 いや、だからね、そももちろんそうせないかんと思うんですよ。

ただ、そのときに7月8月の、多分7月は2回、8月1回という中でね、そこまで委員長の思いが、いうほどまでのあれがほんとできるのかなというのを、ちょっと心配するんですよ。

だから、もうちょっとその辺の議論をとことんやるんだったらやるなりのね、時間的に見て、私は条文作成はもっと後半で、条文に落とすのはね、やっぱりある程度やった上でないと、条文どうしようかつちゅう話にまた戻ってしまうような気もするんでね。ちょっとその辺は、私ちょっとその辺、ちょっと気になったんで、あんまり前倒し、前倒し7月8月に詰め込んで、大事な部分を7月8月にやってしまっ、後は形式的な作業部分はね、あんまり時間取らんでもいいんじゃないかっていう気が、私はちょっとしとるんですけどね。さっき言ったのと重複しますけどもね。

○久米啓右委員長 確かにタイトな工程表なので、6月発委ということを踏まえますと、こういう工程になります。

それで、ぜひやりたいと思っておるのは、議案に対する議員の対応表を、9月議会の結果を11月の広報に掲載していただきたいということで、それを最優先と考えております。その後の議会報告会が開催できれば市民の反応等も聞けるということで、そちらを優先として、委員会のあり方について、先ほども言いましたが、同時進行で進めれば一番いいんですけども、そちらでの議論が尽くせるかどうかということは、柏木委員の言われたということの御心配も私もしております。

川上委員。

○川上 命委員 今、蛭子委員が言うたみたいに、この委員会、各会派から代表で来とるから、これはそういった委員の中で、報告会も、個人的な報告会もしていろいろな中で、内容をよく知っていただいて、これは全会一致というのは、多数決というのはあんまりこういうことはあんまりよくないわけやこれな、実際いうたら。そやけど、なかなか今までのやり方、会派制の今までの議会活動の中でも、やっぱりいろいろな何がうっぶんちゅうんかな、不平不満がたまつとると。そういった中での要は意見の食い違いちゅうのは出てくると。そやから、それをいかに、もう多数決でもの決めるのはもう簡単にこれは決まることやし、民主主義のそれは根本的な何やけん、そういうことを議会基本条例とかそういった申し合わせ事項で決められへんわけ。やっぱりお互いに全会一致の中で、理解した中で話し合いをまずするというのも大事な。委員長はやっぱりそういった環境の中で、この中に入っとらん会派おるわな。だからそういった人が全面的にな、やっぱり今

までこう、議員協議会でこの委員会の報告の中で理解してくれるかっちゅうのは、かなり厳しい面もこれからあると思うわな。実際いうたら。そやから、多数決いうのは、これはもうこの議会改革の中ではあんまり使うべきではないと思うわな。実際いうたらな。

○久米啓右委員長 はい。おっしゃるとおりであります。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きょうもこの後で読み合わせというような話もあるわけですが、こういういろんな先進例、いろんなやり方があると。で、研修、視察に行ってるこれまでの成果もあると思うんですけれども、やはりその内容ですね。今回重点どこに置くのかということで、どうしてもやりたいことっていうのは先ほど出されましたので、そういう点は大事だろうと。方向性としてね、どうしてもこれは実現したいという部分を明確にしておくということは大事だと思います。

それと、やはり幅広くもう少し我々の能力を高めるというのか、これも大変大事な話になってくると思いますので、工程表の中で研修という部分ですね、我々の研修という部分が、この11月に1回予定をされとるわけですが、もう少し回数をふやしてもいいのかなというような印象を持っておりまして、講師もいろんな到達点持ってると思いますので、やはり学習の場っていうのは、もう少し要るのではないかと思います。視察行くのも大事ですが、まだちょっと情報としては少し少ないのかなと。議会改革のね。そんなような思いもしとるんですけれども。能力、研修会そのものの実施というのを、全議員参加というのが大事かなと思うんですけれども、いろいろ機会をとらえて、淡路全体の議員研修会もあるし、この議会の研修会もやるんですけれども、せっかくだからね、やはりもう少しやっつく必要があるんじゃないかというふうに思います。工程表の中で言えばですよ。

○久米啓右委員長 はい。
 議長。

○阿部計一議長 多数決云々の話、川上委員からも蛭子委員からも出たわけですが、これ原口委員長の代から、もうずっと続いていていろいろなことがありましたわね。それで、久米委員長になってから来年6月がゴールやということで、これはもう十分議論交わして、ですから、基本的にはこの委員会で決まったことは、やはり説明はして、全会一致はそろそろ絶対望ましいことやと思う。しかし、全会一致でなけりゃあかんやいうことをここで決めるべきでもないし、できる限り全会一致という形にしとかなんだら、そら全会一致やいうことはなかなかそうすべきやと思うけども、基本的にはやっぱりこの委員会で

ある程度もうすごい時間かけてやってるんですから、それはまた全協かって開いていろいろ意見ありゃ、そらちょっとぐらい触らんなんともあるかもわからんけども。やっぱり全会一致でなけりゃあかんという決めつけは、私ちょっといかなもんかなと。できる限り全会一致というような形にしといたほうがええんじゃないかなと私は思います。でないと、そらもうせっかくやってもね、ほんなら、一々、いろいろな意見が出てきてどうこうしよったら、そら何年かかったって基本条例やでけへんと思うんでね。やっぱり全協で意見を聞いて調整することは大切ですけども、できる限り全会一致と。私はそない思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の意見に賛成なんですけど、基本条例自体は最終的にはできるだけシンプルにと私は思ってます。その中で全会一致に持っていけるような努力いうのをされることになるのかなというふうに思ってます。

それと、有識者というか、学識経験者というか、やっぱしこう、ほかの先進事例見てると、ある程度この基本条例については、大体初めの段階から終わりまで、かかわってくれた人というのが、大体こう見てたらあるんです。江藤先生なんか多いんですけど。やっぱりうちもできたら一貫性を持って、こうアドバイスいただけるような人と、ちょっとこう委員会としてアドバイザー的な人をちょっとどっかで探して、最初からこうずっとかかわっていただくというふうな手法を取るのがいいん違うかなと。いろんな先生の意見を聞くのも大事ですけど、あんまりこう、いろんな人の意見を聞き過ぎても混乱すると思うんで、適切な人をこうちょっと早目にですね、アドバイザーとして必要なときには相談できるような体制を委員会としてつくつくほうが、ちょっとこう、迷ったときにアドバイスを求めるというほうがええんちゃうかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 だから私が言いよんのは、この議会改革も紆余曲折よ、これ何遍トラブルあったかわからんねん、これな、実際。で、今あった最大会派の最大5人会派か、市民連合入っとらんと。そのかわり僕はここへ来とるわけやな。だからそういった中で、我々が審議をしよる中で、これ果たして参加してない会派の皆さんが、いろいろな今までのいきさつから見た場合、なかなか理解をしてくれるかしてくれへんか、私は一番それが心配で。それで、基本条例とか議会がこういった改革とか何ぼ決めたところで、これ守らんこれ何にもならんねんこれな。ええかっこして何ぼ決めたって、我々とは隔たりがあった。守る人と守らんおったらこれ何にもならんねん。ということは、やっぱり十分全員がやっぱりそういった我々の基本、一生懸命時間かけて決めたことを理解して守っていた

だくということがな、まず大事やと。だから、それを多数決は民主主義の最後の決め手やけど、それまでにこの基本条例とかいろいろな我々が苦勞してできた、決めたことを、そういったことを全員が理解した中で、ほんならやっていこうじゃないかというような形のそういった議会の雰囲気づくりせん。今の状態の中ではいろんなことが、きょうもこんだけ揉めたように、いろいろな中でかなりの議員としての差があると思うねん。考え方に。だから、そういったことも今後十分考えて、お互いに理解をした中でやっていかんことにはこれ外へ向けてめんどい面が出てくる場合もあるわけやこれな、実際いうたら。これええかつこと違うさかいな、議員、自分自身で自分の首を絞めるように決めていきよんねんさかいな。これ自分が守らんだらあかんわ、何にもならん。だから、議員の常識さえあったらこんなこと決めんでええわけや、これ実際いうたらな、議員がや。だけど常識っちゅうのはこれは決めてもらわんことには、どないしても自分自身の常識が間違つとる場合もあるし、いろいろな法律とかそなん決めていきよる。自分自身、人間が自分自身の首を、行動範囲を締めつけていきよるわけ。だから、それをいかに理解してくれるかが今後、非常に議員20人の中でも問題点はあると思うねん。そやから、委員長としてこの決めたことをどのように全協とかそういった中で、議会報告の中で理解をまずしていただくということやな。私はそれが一番大事やと思うけどな。

○久米啓右委員長 ほかに御意見ある方。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど久米委員長おっしゃったように、議案に対する態度の公表、これ大事やと思うんですけども、この議会改革特別委員会として、議会改革、原点の話をもう今さら蒸し返しても仕方がないんですが、例えばこの議会改革の柱はこれだという、理念というのか、それは例えば公開であったり、公開を重点に置いた議会改革をやりたいんだ。あるいは二代表制というものに重点を置いてやりたいんだ。あるいは政策立案能力、提案能力を持つ改革をやりたいんだ。こういう何ぼかの理念、柱になるものっていうのが、これまで議論されてきたとは思んですけども、何かこう部分部分の事例の集積というか、こういうところにかなり今、分散的なものの集約を最後やろうというようなことで動いてる方向性だと思うんですが、むしろこの原点をいえばね、この改革は何をやるんかという打ち出しがちょっとこれまで弱かった部分があるのかなという印象は僕は持つとるんですが、それを今さらどうせえということではなくて、やはり今期そこを整理する作業も同時にやれば、例えば4つの分割というような話も出とるわけですけども、そのそれぞれの分割するテーマですよ、こういうものももう少しこう整理をして、理念というのか、そういうものも出しながら議論もうちょっと必要なかなというような。項目は整理されてると思いますよ。議会運営、市民参加、議会の基本的事項というような項目

はよく整理されてると思うんですけども、柱になる哲学、理念というものがちょっと議論としては弱い部分もあったのかなという反省の上に立って、この4分割議論をするときに、もう一度再度、議会改革の方向性の確認をした上で、基本条例の制定というようなことに結びつけていけば、これまでした議論が生かされてくるのではないかなというふうに思っとるんですが。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。

それでは、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○久米啓右委員長 再開いたします。

午前中の作業工程表の説明を行ったんですけども、これについてまだ何か御意見がある委員さんがおられましたらお願いします。

柏木委員。

○柏木 剛委員 もちろん我々委員としては委員長に協力します。このスケジュールで、原則これでいくということであればやります。

ただ、さっきも言いましたように、やっぱり議会条例つくるだけが目的じゃない部分で、やっぱり中身をしっかり審議する、入念に議論するっていうことが大事やと思うんで、その辺だけはあんまり飛ばさずに、多少時間をかけてもぜひそういう議論を中心にやってほしいと。もちろんこのスケジュールに沿って協力したいと思います。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、作業工程表については皆さんの御意見を取り入れながら進めるということで、基本はこの線でいくということで、努力していくということでお願いしたいと思います。

次の、協議事項2番の一つで、試行実施分（賛否の公表）についてに入りたいと思います。

具体的には、賛否の確認方法について御協議をいただきたいと思うのですが、これは現在の状況を事務局のほうでちょっと説明をいただきたいと思います。

事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 賛否の公表につきましては、本会議のほうでは起立採決ということで裁決をしております。これが基本となっております、議案によりましては投票、記名投票、無記名投票というようなこともございます。

で、起立採決に関しましては、議長のほうは多数少数を確認して可決の宣告をするという形になっております。ですから、賛成幾つ、反対幾つっていうふうな数の数えることはしません。議長の目視によって確定をするというふうな流れになっております。

で、この多数賛否を確認するということになってきますと、今起立していただいているんですけども、時間差で立たれたり、ちょっと中腰になられたりとか、いろいろ議員さんによって起立の仕方があるんで、その辺をきっちり起立していただいて、事務局なり議長なりが確認できる間立っていただいて、確認する方法。それと、今インターネット等でも撮ってますので、それをまた後で確認の一つの手段とする方法もあると思います。ある視察に行ったある市議会では、写真の撮影したりしてるところもあるし、職員が議員さんの議席の各列にこう、立っております、それで立たれた方のチェックをしているというふうな方法を取ってる議会もあるということを聞いております。以上です。

○久米啓右委員長 はい。正確な賛否の確認が担保されるというのが大前提になろうかと思いますが、この確認方法について、各委員の意見を聞きたいと思います。何か御意見ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本は事務局が確認をするということで、最終それについては議員に最終でもいいし、議会報告をまとめるまでに議案の数の賛否の確認をもう一度議員から提出してもらうということで、確認をしてもらうというような格好でええんじゃないかなというふうに思ってますが。

○久米啓右委員長 はい。掲載するまでに議員に確認ということですね。

ほかございませんか。

議長。

○阿部計一議長 先ほど、次長からも説明ありましたようにね、局長と私と確認してますけども、正直言って立っとなのや座っとなのやわからんような議員もおられます。きっちりと立ってる議員もおりますし。これは2人で確認しよってもね、これは今言いよったように、きっちりと後で事務局員がね、職員さんがそないして確認してもうたらいいけども、

上ではなかなか、かなり立ってもうとかなんだらやな、わからんと思いますんで、その辺ちょっと議論してほしいなと。

○久米啓右委員長 はい。裁決のときの議員の態度というんですか、態度、起立の仕方、あるいは起立している時間等が、多数を確認するだけでは今の状態でも可能だということですね。

しかし、意思確認で間違いのない確認を取りたいということになりますと、基本は議場での起立が基本となりますが、その辺の我々の賛成の態度表示の仕方について、何か御意見ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これもなれというのか、そういう公表するからということで、態度をきっちりとね、立ったり座ったりというのは小学生でもないのですから、小学生でもない言うたらちょっと失礼ですけども、やろうと思ったらできることだと思うので、徹底を図っていけばできるようになるんじゃないかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 この確認方法の前に、議会だよりなんかで公表するかどうかと。で、公表する場合でも、全議案するかどうかとかね、何かそういう話が先にはないことには、後は技術的な話をね、これは私はもう蛭子委員言われるように、いろいろ方法あって、その気になったらこなせる話やと思うんです。誤解を招くというか、変な格好にならないとか最終に確認すればね、本人に確認するというところでやれば問題はないと思うんでね。

その前に、そもそも前は結局結論出なかったのは出すべきであると。ただし、出すべきであったとしてもどこまでやるんかと。全議案するんだとかその辺で大分話がずるずるいって、結果的にはちょっと見送ったという話だったと思うんです。だからその辺の話をやっぱりしてからの方がいいんじゃないかというふうに思うんですけどね。

○久米啓右委員長 はい。この2－2－1ですね。報告書では賛否の公表には正確さが必須条件である。それが担保できていない現状では、議会だより等では公表しないこととなったが、公表すべきであるとの少数意見もあり、引き続き公表に向けて検討されたいということで、公表に向けての検討になってます、はい。

まだ試行段階の公表についてで、これからずっと公表するという事までは、まだこの現時点では決められないので、試行実施の9月議会の試行実施の取り扱いについてですが、私の思いとしては、したいということで特に御意見なかったもので、試行実施分についてや

っていきたいと思います。はい。

議長。

○阿部計一議長 これ記名投票の場合は、これはもうはっきりとね、自分が意思表示すると。

それと、これはもう議会制民主主義の基本中の基本で、たとえ1票差であっても、それが賛成多数であれば、私は反対やったということはこれ通らんですからね。これは私の個人的な意見やけど、やはり賛成多数、少数、もうこれで私はいいんでないかと。ただ、記名投票の場合はそらはっきりとね、そら住民から聞かれて「私反対やったんや」と、そんなことがね、これは絶対禁句であってね、言う人もおりますけどもね、これは合議団体であって、そういうことが基本があるということの中で考えてほしいなと思います。

○久米啓右委員長 根本的な議論の争点はそこに結局なるんです。議会基本条例においても、態度公表をしていない自治体もあったかと思いますが、条例を定めてなくても公表してるところもありますし、いろいろです。

それで、先ほども言いましたように、条例として盛り込むかどうかということについては、今、議長言われた議論はまだまだしていかなあかんと思いますが、今回、試行実施に取り組んでみたいということで。

川上委員。

○川上 命委員 サインせなんだりはいかんわな。やんのやったらもう徹底的に。事務局が把握ができるかいな。やんのやったら全部そのときに全部公表したらええけんどや。事務局がもしかトラブったときの証拠写真とか証拠っちゅうのは実証できるか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 公表するということになった場合の確認についても、やはりこの委員会で十分検討していただいて、検討していただいた確認の方法にのっとって事務局のほうは行っていきたいと考えております。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 そやさかい、やるんやったらもう徹底的にやると。もうそんなちっさいもんでも賛否。だれが反対、賛成、そらもうみな責任持ってしよんねんさかいやったらええ。その代わり十分議論して入れとかなんだら、トラブったときには大変なことになっ

てな、確認のしようがないときあったさかいな。証拠写真でもずっと1枚1枚ずっと撮っていくとかな、いろいろな確認法はもう人間の目ではやっぱりお互いにその目は次の段階になったら、くるてくるさかいな。なかなか後ろ見てだれが立っとなかいうのはなかなか難しいと思うんでな。だから、それさえできたらそらやったらええと思うで。何やお互いに市民もようわかってええわ。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 ある市では、やっぱり確認、20人でしたらね、4人ぐらいの事務局が、仮に4人ぐらいなら4人ぐらいが、もう広範囲で見てね、それできちんと範囲を見ていて立ったか座ったかということをチェックすると。で、それで多分カバーできるんじゃないかと私は思うんですけどね。もちろん写真で証拠的な写真も必要かもわからんですけど、少なくとも何人かが賛否の段階では、私はこの範囲をきちっとチェックすると、この範囲をチェックするということで。3人または4人ぐらいおれば、例えば3人でさぶろく18、18人ぐらいですけど、6人ぐらいのチェックしていくということで。それは技術的にはそれで一回9月は試行してみたらと私は思うんですけどね。映像とか写真とかもあるんですけど、やっぱり人間の目でこの人は座ったと。立ってる人、逆に座った人だけをチェックするとか。で、ただしそれであなたはこれでいいんですかちゅうことは、やっぱりその後でもう一度確認すると。試行としては私はそれでいけるんじゃないかと。ただし、現実の話として、後ろに3人おるんかちゅう話がちょっと出てくるかもわからんですけどね。その辺はやり方をちょっと考えてもらったら。そういうケースが多いんじゃないかと私は思うんです。一人で全部見るのは難しいと思うんで、3人または4人ぐらいが後ろでおって、範囲を決めてチェックする。この方法で私は十分いけると思います。

○久米啓右委員長 そういう場合、人数的に事務局は可能なんですかね。
事務局長。

○議会事務局長(高川欣士) 今のスタッフですね、で何とかしないといけないということにはなと思います。

ただ、私も1回だけ視察に行かせていただいて、その件で。本人を確認と、本人というか議員さんにですね、当然それを確認をしていただくということで、最終カバーをさせていただきたいというふうに思います。なかなかビデオを撮っとくとかですね、そういう証拠の写真というんじゃなくて、当然人間のやることですんで、万が一ということがありますんで、最終の確認は御本人に事務局ではその賛否は取りますけども、最終責任持って議

員の方にですね、確認をしていただいて広報に載せていただくと。それは視察先でもそれは言われていたように思います。

それと、余談になりますけど、賛否の公表につきまして、視察に行かせていただいたところでは、賛否のわかれたものについてのみ公表されてるところもあったということで、ちょっと報告させていただきます。

○久米啓右委員長 私から事務局へちょっと聞くのですが、インターネットの画面での確認っていうのは可能なんですか。

事務局。

○議会事務局課長(垣 光弘) 起立採決のときには、議員さん方のほうに向いてカメラがあると思うんですけども、そのときに前後重なっておられたりした場合には判定できないような状態もあるのかなと思います。

○久米啓右委員長 はい。

それでは、ほかに御意見あれば。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 当日出席されてても議案のときだけ席を外されて、裁決に加わらないという方もいらっしゃるよね。こういう方の、もし態度表明するんでしたら、態度はどう、棄権やったら棄権という形で公表するのか、そこら辺も決めとかんとね、またややこしい問題になってこないかなという思いがあるんですが。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 公表するかどうかの話をやるんですか。

○久米啓右委員長 はい。公表の担保ですね、議員の態度の担保の確認方法ですからこちらです。

○柏木 剛委員 技術的な確認を9月に試行したいというようなね、話があったと思うんですけど。

○久米啓右委員長 はい。

川上委員。

○川上 命委員 熊田委員が言うたことはほんま大切なことや。これからやな、欠席とかしたり、議決のときにのいたり、ちょっと用事あんねんとか外す人はようけあるわな。そなん全部今度は公表せんかってまうさかいな。そしたら、それは厳しい面も出てくるわの、はやさかい。確実に出てくるさかいの。出欠ははっきりするわ。その間抜けただけでもな。議決権、自分自身与えられとるん行使せんのやさかいの。ほんなんはなかなかの。大分性根入れとらんと、もしかの場合、間に抜けたりの。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 今、前議長言われたように、結局そこまで徹底してやるということは投票を、議場を退席する人もおる。これもはっきりとせないかんし、休んだ場合は、何で休んだかということもきっちりこれは報告せなんだら不公平やと思うんでやな。それをはっきりやるんだったら、そこまで徹底してやると。それはもう不可欠やと思いますよ。投票せんとどっちもつかずという議員さんもおられますからね、その案件によったら。そういうことは投票拒否というような形か、退席したとかいうことも公表すると。やらなんだらやな、ただ賛否だけやいうことはね、それは具合悪いと思いますわ。

○久米啓右委員長 今、論議いただいてるのは賛否の確認方法。9月議会の試行実施における確認方法で、これまでの意見をちょっとまとめていただきますと、議長あるいは事務局長が壇上から確認するのは無理だと。個人一人一人の態度を確認するのは無理だということで、職員による目視による確認を基本とする。そして、広報に掲載するときまでに各議員に賛否はこちらでよろしいかというのを最終確認するということの御意見なんですけども、その確認方法で9月議会、仮に議員協議会等で同意いただければ、実施をするということでもよろしいでしょうかね。

そしたら一応、賛否の確認。

事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 先ほど言われていました、退席、棄権された場合、欠席した場合とかいう場合の、会議録のほうにはもう採決前に議長がただいまの出席議員は何名ですってという確認をします。人数の。それで賛成多数、少数を議長が判断した形で、多数、少数で会議録には載ってきます。

ただ、ですから、退席された人も退席何人とかいうふうなものは会議録にも載ってきませんし、文言ありません。

ただ、先ほども言われましたように、議会だよりに掲載する場合、そういうものの取り扱い

い、例えば備考欄に退席された人の裁決については備考欄に退席とか棄権とか、欠席されてる人には備考欄に欠席とかいうふうな記載をする等の、その辺のところもできたら決めといておかれたほうがいいんじゃないかなと思います。

○久米啓右委員長 はい。賛成反対以外の態度表明。
川上委員。

○川上 命委員 それは全部、委員会の採決もですか。

○久米啓右委員長 これは本会議を選んでやってます。はい。

賛成反対以外の態度については、ちょっとその他のところでちょっとやりたいので、試行実施について、私がやりたいという案を出して、皆さん方に前回は同意をいただいております。ということの認識であります。ほかの委員さん以外の議員にはまだそういうこともお話ししておりません。恐らく、他の委員以外の議員に説明をして、9月は試行をするということに同意をいただかないといけないと思うんですね。その場としては議員協議会を開いていただいて、議会改革の特別委員会のいわゆる決定事項を報告して同意いただくということになります。これについて。

議長。

○阿部計一議長 こんなんとは極端なんで、それは例えば10秒な、立ってくれとったらや、これはわしと局長だけでもある程度の把握はできるわな。それで、最終的に事務局も協力してやってもらおうと。これ10秒いうたら短いようで長いですよ。けれども、いつもやったらもう読んどれへんもん。大体もう微妙なところ読まんけどね。そやから10秒立ってくれとったらもうそら完全、かなりの確率で、10秒いうたら長いですよ。短いようで長いすわ。10秒賛成ね、ぱっとう反対っていうから座っとる人間だけ見たらぱっとわかるしやで。

○久米啓右委員長 はい。その辺は説明のときにはっきりと起立、中腰とか中途半端なというようなことはお願いするということにしておきます。
柏木委員。

○柏木 剛委員 これで人的な課題もクリアできたということで試行してみた。その後、実際はいざ公表をどうするかっちゃうような話が出てくると思います。あるいは基本条例をどうするかという話が出てくると思うんですけどね。その辺はまた改めてやるというふうな考えでいいですね。

○久米啓右委員長 そうですね。今回実施をしようとする試行を受けて基本条例案に載
せませうけども、案について議員から恐らく意見が出るかと思うんです。

柏木委員。

○柏木 剛委員 基本条例に賛否の公表をするっていうことを、条例に入れるという考
え。

○久米啓右委員長 基本的にはその考えなんですよ。

柏木委員。

○柏木 剛委員 ただ、それに対してはやっぱもう一息やらんことには、この前の記
名投票でさえ、ああいう話になるわけですからね。それはやっぱもっともっと委員会と
してきちっとやって、それこそすべてが賛成ぐらいのどこまでやって、それで議員協議会
やらないと。それはそれなりの時間をかけるし、もう少し今度は掲載方法とかね、公表方
法もやっぱ検討する場が必要やと思うんですけどね。その方向であるというのはまだま
だ少数意見かもしれないんですよ。

○久米啓右委員長 はい。それ今、議題となってます。各議員の同意についてというこ
とで御協議いただきたいと思うんです。当然この特別委員会で論議していくんですけども、
最終案が決まれば、議員協議会で説明をすることになります。そのときに御意見を聞いて、
恐らく反対あるいは公表してほしくないという意見が出るかもわからないですが、それは
今回は試行実施ということで説明をさせていただいて、実施にこぎつけたいと。

ただ、その後、基本条例制定時には公表の条文を入れたいということも当然言わなけれ
ばならないと思うんですね。

議長。

○阿部計一議長 ちょっとしゃべり過ぎやけど、これは肝心なことなんで、それはそれ
として、さっき次長が言われとったとおり、そこまではつきりやるということは、病欠は
不届けになるのは当然やな。そやから裁決のとき、賛成が丸、反対がペケ、病欠おれへん、
途中退席、そこらもきっちり書く。そんでなかったらやな、これは住民はこれどない
なっとなのよということになってくるんで。そやから、そこまで徹底せなんだら賛否をす
る必要がないと思う。それで、会に諮るとき委員長ね、そこまで徹底してやると。それは
もうごっつい一歩前へ前進やと思いますけども。そんでやれるかな、やれへんかわからん
けども。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 当然、全協でまず合意を得らなあかんと思うんで、そのためにはまず改革委員会の中で、そういう技術的なとこまで含めてきっちりと合意に達してないと、その説明の場で委員の中で意見がわかるようなことがあったら大変なんで、まずそれはしっかりしてほしいなと。

で、その中で、例えば事務局が目視で確認した、丸ばつ表、三角表みたいなんつくったとして、その日終わった後で議員本人にそれについて確認をいただくという作業が必要やと思います。

ただ、そのときに本会議場で自分は座とったつもりやけどとか、事務局が読み取った、確認した結果と本人の思い込みとが違ったときに、それを説得できるというかきっちりと確認できるようなことがないと、そこで水かけ論になってしもたらその扱いはどうなるんかなというふうなところが一番心配するところ。そら自分はそのとき座とったけど、後で表を見たら立ってたというふうなそごっちゅうか、本人自身がですね、途中で態度変えるということはないと思うんですけども、変えたところで確認のしようがないとかいう話になってしもたら、もうそれはもう収集つかんようになるような気がするんで、ボタン式にね、前期のときも将来ボタン式にでもなればはっきりするなという思いはあったんですけども、ただ、ぜひ試行はしてほしいと。ただ、一番心配するんは、本人の思ってることと、本人のとったと思ってる態度と、目視で見た態度とが違ったようなときに一番心配だなというふうに思うんで、それが事務局の責任とかにならんようにですね、うまいこと担保しとかんとまずいなというふうに思います。

○久米啓右委員長 もう各議員の良識にお任せするという、そこはね。ただ、あいまいな起立方法っていうのが一番困ると。事務局にしてもね。方針としては、事務局で確認。後、最終は各議員で事後確認という形は、試行実施では取らせていただきます。

で、9月実施した後、12月、3月には実施の予定が今ないので、条例制定後になりますから、9月の実施後にいろいろとまた意見が出るかと思います。その辺、技術的なことはその間で検討したいかと思います。

先ほど言うてます、各議員の同意について、試行実施とはいえ公表するということを各議員に同意いただかないといけないと思うんですけど、その辺いかがですか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 公表をすることを前提で、この委員会としては前へ進めるという話のように今聞こえたんですけどね。それでいいんですか。そのために、そらいろいろ私はも

う個人的には公表したほうがええというのに賛成側なんですけどね。ただ、阿部議長言われたみたいに、やっぱり議員は構成員である以上は賛否を、結局はもう議決されたことについては、もう賛成する立場をとらないかんっちゃう、そういう立場でいったら別に公表せんでもいいっちゃう話も当然あるわけですね。だから、そこがね、やっぱりもうちょっと話せんことには、それを公表を前提で全協にっちゃうのはちょっと早いんじゃないかと私は思うんですけどね。どうでしょうね。

○久米啓右委員長 公表と言いますのは、試行実施段階の話ですよ。9月の試行実施段階の話で、9月議会の態度を公表したいということで、条例制定はまだできませんから、条例制定して公表するという段階までまだ届いてないんですよ。ただ、試行実施として、9月議会において態度の公表をしたいという私の要望、前回の委員会で申し上げて特に反対意見がなかったので進めてますけども。ですから、その後の12月、3月についてはまだなにも考えてませんので、条例制定後になろうかと思います。

原口委員。

○原口育大委員 試行にせよ、本格実施にせよ、事務局に伺いたいですけど、私は例えば広報を編集する仮に責任者やとしたら、記事にするのに自分が取材して記事にすりゃええような気はするんですよ。本人の同意とかそんな関係ないような気もするんですけど。議会が議会の議決を、議長が発行する広報誌に載せるということについて、何か規則とか条例とか、何かしっかりと決めておかないとできないということになるんですか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 起立採決による賛否については、本来もう多数少数で決めることなんです。ほんで、どの議員さんが賛成した、どの議員さんが反対したっていうね、その議案に対して賛成の人が多いか少ないかということなんです。それを個々の議員さん、この人は賛成、反対ということをきちんとか、色分けするっていうことについては、本来今の会議規則ではありません。書かれておりません。で、それをするんだったら、やっぱり全議員さんの同意が必要となります。皆さんがそうしようと、ひとりでも自分は自分の公表はしてほしくないって言われたら、やっぱりそれはその人の分についてはできへんのかなと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、例えば全議員の同意が要ると。で、上位法という言い方すんのかど

うか知らんけど、今、規則で仮に公表しようということを決めたときに、今、異議があったときには公表できないん違うかないうのは、例えば起立採決、当然、記名投票とかも方法がある中で、起立採決について少数か多数かを見るためだけの今、制度に、上の法律とか、上の規則はなっとなと思うんですね。その中に全会一致であれば当然下に規則つくって公表するんだということはどうたえるように思うんですけども、これを仮に、今の事務局の説明だと、ひとりでも反対があったら、多数決でもそれを決めつけると上位の規則に違反するという話になりますか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 上位の規則とかそういう部分については、ちょっと調べてみないとはっきりしないんですけども、基本的に起立採決っていうのは、もう多数、少数で議長が判断すると。何対何ぼではないんです。何対何ぼやったらだれが賛成してだれが反対したっていうのを把握することをします。そやけども、起立採決は半分以上の人が起立をしてるかどうかっていうことで、議長が判断すると。数を読まなければいけないということではないんです。ですから、もう賛成多数で可決されましたっていうのが、その議案に対する採決結果になってきます。そやから、それについてほんならだれが賛成したんだ反対したんだということはもうあれへんです。

そやけども、それを賛成した人反対した人を公表するになったら、やっぱり本人それぞれの方の了解が要ると。ほんで、うち議員さん20人おって、議長は裁決加わりませんので、19名。そのうちの2人がもうそなん公表したくないと言うたら、ほんなら、その人らは公表しないで、後の17人についての公表、その人らがオーケーだったらそれはそれでできると思いますけども、そんな形で議会だよりで公表するっていうのは、やっぱり問題があると思います。ですから、全員の人がやっぱり採決結果を公表していいっていうことで、議会だよりで公表して初めてやっぱりきちんとした議会だよりとして、公の発行する議会だよりとしての記事になるのかなと思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 私も委員長しとるときに、その話が聞いたときに、もうずっと僕も公表、公表と一辺倒で考えとったんです。

で、ただ、今のお話を聞いたときに、記名投票とかいう制度があって、記名投票でない制度があって今やってると。だから、それぞれに意味があってその差があるんやなと。だったらもう全部記名投票にすりゃええっちゅう話になってまうんで。ちょっとう、そこで違和感を持ったん確かなんです。

ただ、基本的には、全協の中で全員の方に賛同をいただいて公表するんだという方向に持っていけるように、ぜひしたいなと思うんですけども、そのための知恵をちょっと絞っていただいたらいいんじゃないかなと。居直られたら、今言うたような結論が出てきてしまうかなと思うんで、そうならないような、全会一致で公表できるような方向に持っていけたらなというふうに思います。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 これは、自治法にしても会議規則にしても、我々専門家がよ、考え考え抜いた多数決という結果になつとんのよ。そやから、それをいらうんやからな。そらもう、わしも説明ようせんけど、これは相当な意味あると思うんよな。それをこの何対何ぼというような形にはっきりと出てくるんやからな。そやから、その辺考えたら、ほんまに相当難しい問題やと私思いますよ。

ただ、簡単にそんな賛否、賛否言いよるけども、やれ今言いよったように、病欠からもう退席からやな、途中退席からやな、あんな全部きっちりせなんだらやで。うん。きょうでも途中退席おるねんからな。廣内委員欠席だろ。もうほんなんまで全部きっちりしていかなんだらな。そやから、やっぱりこれはなかなかそこここでほんな基本的なことでどうこう言うても、やっぱり全員とどんな考え持つとんのかな。やっぱり慎重にやる必要があるように思いますわ。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 賛否の公表をまともに議論するんだつたらね、その前にもあったように、やっぱり市民目線で見たらね、やっぱり賛否の公表は各、あなたはどうしたんですかっちゅうことは、やっぱり多分それは関心があると思うんですよ。だから単に賛成多数だけやなしにという、そういう意見は当然あると思うんですよ。

ただ、公表の仕方についてもね、それはもうこういうことかっちゅうことで、載せない方法もちろん公表しないっちゅうようなやり方もあると思うんですけど、ただ公表の仕方も他の議会だよりとか見とると、やっぱりいろいろそれなりに考えて、個人名に対して全議案して丸やペケやっちゅうことを全部書いてあるとか退席とかいうこと、やっぱりいろいろのやつがあるんでね、事例があるんで。その辺をもう少しよく考えて、やっぱり掲載方法だって、もうすべて100パーセント載せないでもっと重要議案だけにするとかね、で、もうそんな方法もあるし、そんなやり方してるところもあるんで。そこももうちょっとやった上で、やっぱりみんなで協議をせんと。やっぱりそんなことももっと事例も揃えてやな、例えば全体のどこがやっぱり載せるとか、やっぱりこれ載せてないとか、これはみ

んなわかれてると思うねんけどな。その辺よく実態踏まえたりしながら、やっぱりもっとやらないと。そんなにもう公表っちゅう方向でいくのはね、ちょっとどうかなっちゅう感じは。でもただし、これは委員会でのミッションとしては大きな問題なんで、これはどっかでやるべきやと思うんですけどね。載せないなら載せないと、公表しないなら公表しないということは。でええと思うんですけどね、どっかでやらないと思うんですけどね。

○久米啓右委員長 ほか御意見。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これまでの報告も取りまとめがね、先ほど冒頭、委員長おっしゃったように、公表であると。ただその正確さが大事やというこの流れはもう一貫してると思うので。ということは正確であればいいということにしかならんので、これまでの報告を覆すようなことになれば、もうこの委員会の議論っちゅうのはもう成り立たなくなると思うんで、やはり会議で確認されたことは尊重していくということでなければならんと思うんですよ。そら結果としてはね。だから、そういう前提で、委員長の進めていこうとする方向はそれでいいと思いますので、ただ、試行期間を取ってやるという慎重さもここにプラスされてますので、やはりその結果としてどうだったかということと、またいろんな見識、知見も加味しながら、条例化するという方向で間違いはないというふうに思います。

○久米啓右委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 もし全員協議会にかけらんでしたら、まず公表することのメリットはこういうメリットがある。もちろんデメリットもあるいうなかのことをきっちり書いて、それでこれだけのメリットがあるんですから賛成していただきたいというふうな形でなければ、ただ確認が取れたからだけではなかなか皆さんの賛意を得ることはでけんのではないかなと。こういういい点があるんで、議会改革としては公表に向けて頑張りますみたいな形での態度をする必要があるんじゃないかなという思いがあります。

○久米啓右委員長 はい。ほか。

 今回試行実施の公表について、各議員に同意を求めると。同意いただければ、その人については公表できないということでもあります。もし仮に基本条例が態度の公表という文言を入れて可決されれば、当然、同意をもらわなくても自動的に公表の掲載は当然できるわけです。ですから、今一番大事なときなので慎重に議論をしたいと思うんです。きょうで結論が出るというふうには思っておりません。皆さんの御意見とか委員さんのお話があったら、そういう意見をお聞きいただきたいというふうに思っております。柏木委員

言われたように、市民目線というのが私も非常に大事ななという思いです。

それと、議会に対する市民の風当たり等々、大分変わってきておるということもありますので。次回でもこの件については議論をいただきたいと思います。

それと、先ほど議長も言われておりましたけども、やるのであれば棄権とか退場とかについて当然、掲載していくべきだということと、中途半端ではやはりだめだ、全員の態度表明、載せるなら全員の態度表明ということです。

それと、柏木委員言われておったんですが、全議案について載せるというのもどうかなというふうに言われておりましたね。視察先では賛否わかれたところについてのみ載せてたところもありますし、紙面の都合上、全部載せよったらかなりのスペースもありますので、その辺についても今後の検討とします。次回については今出された意見を少しまとめて、もう少し議論を深めたいと思います。

それと、その他についてですが、やはり先ほど言われたように、態度表明の中途半端な態度はやっぱりある機会にまた、きっちりと起立していただくというようなことは、議運からですかね、議長から言っていただくのもええかと思うんですけども、議会運営委員会で各会派に周知いただくということも必要かと思います。

試行実施分の賛否の公表について、きょうの議論についてはこの辺までとしますが、何かまだほかにあれば。

原口委員。

○原口育大委員 これはあんまり関係ないんですけど、簡易採決で異議なしとかで、もう言葉だけで終わる分もあると思うんで、それはもう簡易採決という表記であれば、そのとき欠席してるとかいうのは、どんなふうになんのかなと思ったりもするんですけど。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 簡易採決する議案ていうのんは、もうほとんどありません。この間、簡易採決したのは農業委員さんの推薦のときは簡易採決しました。執行部提出議案、そういうふうに執行部提出議案についての簡易採決っていうのんは、基本的には今のところありません。

○久米啓右委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、賛否の公表については慎重に議論を重ねていきたいと思っております。

次のBに進む前に暫時休憩をしたいと思います。

14時再開いたします。

(休憩 午後 1時48分)

(再開 午後 2時00分)

○久米啓右委員長 再開します。

それでは、協議事項Bの試行実施（委員会のあり方）についてを御協議願いたいと思います。

1つ目の項目、委員間討論と挙げてます。これは議会改革体系表の委員会のあり方についての主な5項目をこの改革委員会で取り上げて、委員会全体のあり方を論議いただくんですが、この委員間討論という項目が体系表の中の1－2－6ですか、委員会での自由討議と意見表明という項目で取り上げられており、検討を要すということになってます。この件について御協議をお願いしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こうした考え方というのは、それぞれ基本条例に盛り込まれている例が多いようなんですけれども、政策のすり合わせとか一致を図る、合意形成を図るということは、なかなか難しい話かなというふうに思うんですね。政策集団としての会派それぞれの主張なりというのは、似通ったものが集まっているので、その合意形成というのはやりやすいと思うんですけれども、議会というのはそういう会派間の今、会派制でいってるということもあって、一つの政策に対して共通認識を形成するということまで、ほんとに目指せるのかということにはちょっと思います。

で、本会議で討論ということになると、賛成反対の討論が繰り返されると。委員会でもそういう賛成討論、反対討論というのが繰り返されるというレベルの話であればいいんですけれども、討論を仕切って一致させるんだということになると、かなり難しいのかなという印象を持っております。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 討論と書いてあるんですけど、この主題の討論じゃなしに、委員間の討議かなと思うんですけども。よその事例を見てるといろんなやり方があってですね、例えば委員会ですっと一つの調査項目について、議題に上がってずっと審議をしてきて、で、最終の段階で討議の時間を委員会の中で取って、それで討議に移ってる場合もあります。で、討論ということになるとお互い言い放しやと思うんで、やっぱり討議ということになるかと思うんですけども。

一つは委員会という形やなしに、委員協議会的なものを盛んに開いてる議会もあるよう

に思います。そういうところは執行部とかの説明員じゃなしに、もう委員だけで一つの議題に対して開いて、委員同士で自由、例えばこの改革委員会がそうやと思ってるんですけど、委員同士で一つの議題について討議をして方向性を出していくことをやられてるんで、私の念頭の中では、この改革委員会が今やってるような議論をつくる、議論の場というか、そういうのが導入できたらいいなというふうに思ってます。

だから、それが委員会という名前がふさわしいんか、協議会という名前がふさわしいんか、そういうことも含めて、先ほど前段で小島委員長が出したことも絡んできとる問題なんで、慎重にこの中でもですね、議論をされて、ええ方向を出していきたいなというふうに思います。

○久米啓右委員長 これ、委員間討論じゃなくて委員間討議ですね、次第のほうは。はい。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば議員提案なり議会として発議をするなりという、こういうことは合意形成図りやすいものが多いかと思うんですが、執行部提案の議案に対して賛成討論、反対討論、そういうものの立場からの議論をするということは、それはできる話であると思うんですが、それを合意形成を図ることを目的とするような討議というのは、果たして論理的な矛盾ではないのかなという、ちょっと印象を持っておるということなんです。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 最終的に合意できるものとできないは当然出てくるんで、討議を十分して裁決に移るということやと思ってるんです。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、合意形成を図るところのとらえ方やと思うんですけども、合意形成を図ることを目的とするというような委員間討議というか、これはなかなか難しい話でないかなということを行っているわけなんですけどもね。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これはあくまで試行という話で思うんですけど、原口委員が言われたみたいに、私まだ総務委員会の経験しかないんですけども、総務委員会それぞれが手を挙

げて執行部に質問して、で、「もうありませんか」って言ったら「ありません」ということで、結局裁決に移るんですけどね。やっぱりその間、私はちょっと時間が執行部退席してもらってでも、ちょっと委員間で話す時間をとるということを試行してみることもね、私はあっても。何となく対面に座つとる人がこんなこと言ったけどどうやろかとか、執行部はこんな答えしとったけどどうやろかという話を議員間で話すということをやってみるのもね、トライする値打ちあるん違うかなと。私はいつもちょっと委員会のとこで、もうどっかでもう自分の質問がなくなったらもう裁決、挙手っていう話になってくるんですよ。だからそんな時間をとっても、討論とは違う意味で、やってみる価値あるん違うかなと思った。私はちょっとしてます。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やるということについて、それはいいんですけども、目的は一致するんだ、させるんだというところのとらえ方なんですけどね。そのあたりが非常に問題、難しいハードルやろなということ言ってるので、そういう中身を議論して深めるということについては、当然これまでと違うね、角度からの議論の掘り下げというのはあってしかるべきかというふうに思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の話と一緒になんですけど、この体系表の中の参考に栗山町と伊賀市の議会基本条例があってですね、その中に、自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならないというふうな意味合いのことになると。だから、当然、合意形成に努めるという話であって、合意形成はそら、できるできないというのは、ケース・バイ・ケースやと思うんで、そういうこと的前提で自由討議いうのを取り入れるべきやというふうに思います。

○久米啓右委員長 合意形成、恐らく、条文作成のときに問題になると思うんですね。討議については異論がないというような御意見です。ただ、合意形成が可能かどうか、その文章として、将来それを目的とする、努力するあるいはどんな言葉にするかというようなことになってくるかと思います。これ他市、伊賀市でも書かれていますし、栗山町でも書かれています。これは条文作成段階でその辺また議論になろうかと思います。

委員間討議については、今、柏木委員が言われたように、委員会の採決前の時間で委員間同士の意見交換、討議ですね。そやから、案件がたくさんあれば一々出入りができませんので、委員の意見も執行部に聞いてもうたええと思うんですが。それは在席しとって

もしていなくても問題ない。

原口委員。

○原口育大委員 そう思います。で、ない場合もあると思うんで、これ今から具体的な話ですけど、委員長がある一定の期間区切ってまず募ってみて、討議がなければもうそれで裁決が入るような感じでいいんじゃないかなと。それは当然、頭から終わりまでずっとどこで討議してもええっちゅう話もあると思うねんけど、ちょっと今うちの議会でそれやると、混乱するのかなという気もしてます。熟成してない間にやるとですね。だから、試行としては、委員長にお願いして、運営の中で委員間討議の時間を設けるように努めてもらうとかですね、そんなことでお願いをして、そういうことを踏って次の段階へいくようにしてもらえんちゃうかなというふうに思うんですけど。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 会議規則上は特に問題ないんで、もう実施するしないはそれぞれの委員会の判断になってくるかと思います。

で、この自由討議についてですけども、今回は委員会での自由討議ということで話をされてます。ほんで、議案の採決前の自由討議、付託案件審査のときの自由討議ということに今絞り込んで、9月議会ですので、されてるのかなと思います。で、その場合、やり方も一つではないと思うんです。さっき原口委員が言われてたように、もうそれぞれが議案の質疑をして自由討議をして裁決、それで次の議案に移っておんなじような流れでいくと。今の流れ、今の委員会審査の流れの中に自由討議を組み込むというやり方と、他市、視察に行って来た他市の場合では、ずっともうそれぞれの議案について議員さんが執行部に質疑をします。もうだーっと。ほんで、もう質疑終わった時点で執行部に出ていただいて、今度また上程されとる議案順に討議をして裁決していくっていうふうな方法を取られてるところもあったかのように思います。

で、一つ、今の委員会の流れの中に討議を挟んでいった場合、討議した後でまた質疑に戻ったり、「あれもう一回、執行部ちょっとこのことについて、答えて」とかいうふうなことになるって、また質疑に戻ったり、執行部がいる場合するんで、ちょっと行ったり来たりするようなこともあるかもわからへんですけども、それは試行ということでまたやってみて改善点があれば、改善していったらいいのかなと思います。規定上は特に会議規則等ではございません。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 例えば、この前の総務委員会で公共交通機関の話があって、それはそのままで裁決したんですけどね。それで、その後で修正案が出たわけですね。ただ残念ながら修正案について議員間で話しするような時間も全くなかったんですよ。例えば、ああいう話もね、やっぱりある程度、議員間で話をして本会議に臨むとか、何かその委員会の中でね、そういう、ちょっとあのときはもうそういうタイミングじゃなかったんで、もう裁決するタイミングになったかもわからんですけど。例えばあんなこともね、やっぱりみんなで話す、議員で話すってこともやっぱり必要じゃないかと。突然、本会議、最終日の本会議でぽっと出てきて、賛成かどうかちゅうだけの判断すんのはなかなか難しい問題があるんで。何かそういう問題もうまいこと委員会の中でみんなで話ができれば、共通認識ができていいんじゃないかなというふうなことを思ったりするんです。だから、そういう意味では、やっぱりそういう時間を何か取るということはぜひ一度試行してもらったらいいんじゃないかというふうに思います。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 先ほどの柏木委員さんの話ですけども、修正動議、あらかじめ議員間でこう、話をしたいというふうなことだったと思うんですけども、それが可能か可能でないかということだと思います。

で、修正動議というのは、あくまでも議案の提出ではありません。議員さんから本案、議案に対して修正をかけるという動議になります。

で、その動議の提出期限というのは、本会議での質疑終結ぐらい、討論集結、採決前までは通常可能なんです。提出することはできるんです。

で、本会議で提出された時点で、議長は動議が出た時点で、一たん暫時休憩を取ります。なぜ休憩を取るかというと、出された分について議員さんにその動議、修正動議を配付する必要があります。で、それを事務局のほうできちんとしたものに直して、コピーをとって、休憩中に。それを配付して再開して修正動議についての審議、で、裁決に移っていくわけです。

で、議員さんの間でいろいろと話をする時間が欲しいっていうことになりますと、提出された修正動議を配付したときですね、休憩中の。そういうときにちょっと休憩時間を延ばしてできるのかなと思います。それと、あらかじめ本会議の朝に提出されていた場合は、もう議長のほうは先に議運に諮って、その後、議員さんに配付するということもできます。修正動議が提出されてるということ。

ですから、そういう時間的余裕を取ろうと思えば、その時々議運なり議長の判断で休憩を取って話をする時間はあるんじゃないかと思います。ただ、もう一回開いて、その修正動議を委員会で諮るという、委員会で検討するということはできません。ただ、議員さ

ん方での話し合いってというのはできるかと思います。

○久米啓右委員長 委員間討議についてですが、ちょっと気になったんですが、事務局の説明で、全付託案件が済んでから討議したほうがよいというような流れのような印象があったんですが。

川上委員。

○川上 命委員 修正動議を。もう委員、総務委員会は何にもそんな問題一言も耳に入ってけえへんかつらの。だから、同じ委員の中2人がある程度やっただろ。余りにも賛成しといてよ、それで修正動議を舌の乾かんうちに出したろ。それやさかい、ああいうのは、私は不思議に思う。賛成しといての、すっと出したんねんかの。相談しよったねんかな。そんだけの問題が何でこう、そのときに、いや、事前でも説明してくれるとかな。そうでしょ。

○久米啓右委員長 ちょっと本題とは、ずれてますが。

○川上 命委員 いやいや違うって。審議する中でな、やっぱり同じ裁決しといてよ、ほんなら、すぐさま本会議場やいうたら、修正動議出された。我々面食つてもたやん、実際いうたらな。ようあることやけんどな。そやけど、しかし手みな挙げとらんの。ここだけ反対したか知らんけんどや。ああいうのはやっぱり我々がやっぱりだしぬけにやられて結局やな、全然知識もなしにやな、やられて同僚から、同じ委員からやで。ああいうのはちょっと多少でも説明してくれたらええのになと。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私、阿閉次長の話でわかったんですけどね、やっぱりあれは、もうその本会議の場を出して、それに対する原口委員質疑して、で、もうその場で修正動議に対する賛成かやっとするんですね。

だから、その間何かもう一つワンクッション、議員協議会でも何かでその話をできるような場があって、また本会議に臨むということが、もし取れればね、それはそれでもっとみんな納得した、その場で判断せまるんじゃないかって、ある程度そういう議論もできるんじゃないかと。あの場で原口委員は代表して蛭子委員さんに質問したけどな、ああいうことがもうちょっとできるような場があってもええんじゃないかと、私はそんな思いなんですよ。

○久米啓右委員長 事務局。ルール上の話でいいんかな。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 全協でね、修正動議をね、質疑なりそういうふうな公的な会ではもうできないです。そやから、修正動議が出た時点で、一たん修正の動議の議案をつくる、配付する時間休憩します。そのときに議員さん方でそれぞれで公の場でなくて、話をすることはできますが、議員協議会開いてね、修正動議の説明受けて質疑とかね、話し合いとかいうのんは、ちょっとそれはできないです。

○久米啓右委員長 非公式の場であれば別に問題ないね。
事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) そういう時間が休憩してるんでありますよという話です。
はい。できるできないとかそういう話ではないです。
それと、川上委員が言われた、急に出されて、全然聞いてなかったって言うんですけども、これは議案でないんで、動議なんです。そやから、そういう形になることが多いです。

○川上 命委員 動議でもよ、全然その議会の中で、総務委員会の中で審議なかったん
でか。そなん出るやと思っとらへんわ。そらもうそれで賛否で多数決でやったさかいな。
そやけど、その中で柏木委員を例に出したらいかんけん、賛同しといて、多数で賛同し
といて、修正動議が出たさかいに面食らったということな。そやから、委員会でやっぱ
りそういう雰囲気の中で多少でも審議しといてくれたら、柏木さんも言うてくれとったら
よ、多少我々もな。修正動議手挙げただ。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 審議の中でね、ここがおかしい、ここが問題だっていう指摘は柏木委
員もしてるし私もしてるんです。川上委員傍聴してくれよったらもうようわかったと思
うんだけど。会議録見てもらってもわかる。どこがあかんのか、なぜあかんのかっていうこ
とは、十分に質疑をやって主張してますので、そのことを修正動議の中に、修正案の中に
盛り込んでますから、川上委員一回見ておいてください。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 今の私は、要するに自由討議という意味でね、例えばちゅう話出し
たまででね、それはそんなことをルールにという話はずもりはないんです。あんなことも
例えばあったらね、やっぱり議員間で話すような場もあってもいいん違うかなっていう気

が、私はちょっと思ったんで、そんなことを、例えばの話出したんですけどね。やっぱりもっともって議員が議員として、議員の中で自由に話できるような場があったらいいなという思いから言うたんですけどね。あれはあんなふうにどうせえっちゅう話ではないです。ないんです。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 進め方として、委員会でいろいろ議論があって裁決されて、そのとき少数意見とかに良とかしてないわけで、当然否決された。だから動議が出て修正案が出てくる。それは当然のこと。

で、修正なんで、委員会で賛成したから修正に反対かという、それは違うと思うんで。それは別に手続上は何にも何ら問題ないと思うんです。

ただ、これは運営上の問題やけど、正式の場やなしに、例えば休憩中に会派に持ち帰ってちょっと協議する時間とかがあってくれたら、もうちょっと会派の中で議員同士でいろいろ議論して望めたかなというふうな思いはあるんです。だから、非公式の場という部分で、ちょっと休憩で長目を取って、会派で協議するとかですね、そういう時間をとれたらよかったんちゃうかなというふうな気がしてます。それは規則上問題ないと思うんですけど。

○久米啓右委員長 本来ではないんですが、議員間討議というのは、今されてたようなことも一つの議員討議という形になってますので。修正動議がどうのこうという問題ではなくて、やはり意見を言い合うということが必要であろうかというふうにも思います。

委員間討議について、先ほど私言いかけたんですが、形としては案件を全部質疑終わった後、裁決が、ですから、執行部がない、もし仮にね、案件全部質問終わって執行部退席した後になりますと、裁決のときは執行部いないことになっちゃうんですね。どっちもデメリット、メリットがあるかと思うんですが。その辺どんなんでしょうか。一つ一つ討議して裁決をするということと、一括して執行部退席して討議して裁決する。どういう形がいいかなと思うんですけど。

原口委員。

○原口育大委員 どっちともなかなか難しいねんけど、今のうちの議会の感じからしたら、行きつ戻りつになってしまうような気はするんで、一つずつ処理していくとしたら、そこら辺のルール、一応、質疑は集結して討議に入るとか、もうけじめをつけてからのほうがいいのかというふうな気がしてます。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 質疑が済んだら一応、委員長のほうがこれで質疑を終結しますという宣告をします。それでもう質疑は終結します。もう当然するんです。ほんで、通常だったら裁決に入るんですけど、その間、その裁決との間に討議をするということで、基本的には質疑は終結しているということですけども、討議している中で、また疑問点とか出てきて執行部についていうふうなことになる時に、本来もう質疑は終結してるんで、できないっていうことになってるんですけども、それでいいんかどうかっていうふうなようなことも出てくるん違うかなという、これは想像です。はい。そやから、そういう部分についても、それぞれ委員会できちんとかう、取り扱っていか、決めてされたほうがええんかなというふうなことは思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはもう委員長の議事進行によるものであって、委員長を信頼して進めれば、そのルールに従ってやれば問題ないかと思うんですけども。

○久米啓右委員長 私も同じ意見で、委員長が采配すればそれで済むということで。
原口委員。

○原口育大委員 ちゅうことは、確認ですけど、質疑は終結せずに討議をして裁決するという。

○久米啓右委員長 いや、一たん終結をするという形で。
原口委員。

○原口育大委員 とすれば、終結した後で質疑の要求があったときに、それは許可してもいいということなんですか。

○久米啓右委員長 委員長はそれは受け付けないということです。執行部も答えないということです。sonだけです。
事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) ただね、本会議だったらもうそういう形にはなります。もう議長が宣告したら。委員会っていうのはもうちょっと幅の足した場なんで、それにつ

いても、一たん終結していてもどうしても資したいことができてきたら、一回、委員長が委員さんに諮って、ほんなら一回その件について執行部に聞いてみるっていうふうな取り扱いもね、できるんかなっていう思いはあります。あんまり本会議ほどかたく規則をあれせんと、運用いうような形もいけるんかなと思います。

そやけども、それもこの委員会ではそういう形をして、この委員会ではそれはしいへんという形になってきたら、やっぱりちょっとぐあいが悪いと思いますので、その辺は統一した形にしといたほうがいいんかなと思います。

○久米啓右委員長 先ほど蛭子委員言われたように、最終的には委員長の判断でいいかと思います。これはまた、もし試行になるときは、委員長を挟んでの確認という形を取らせてもらいたいと思います。

ほか、委員間討議について御意見ないですか。これについてもまだ議論等が残っておるかと思います。したがって、次の通告制に移りたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員会は現在通告なしで行っておりますが、事前通告制をしたらどうかということです。報告書では、専門性を発揮し深く論議をするために、説明員には必要な資料を整え、十分な答弁ができるように準備することを要請する。そのためにはテーマを絞り込んで質問事項を通告することも必要であると報告しております。これはルール化ではなく、十分な答弁を引き出したい場合は、事前に通告することも必要だという書き方になっております。

この通告制についての各委員の御意見をお聞きしたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの前提として、議論をしっかりと行くと。で、テーマについても事前に所管担当部局にこういう質問を用意してるということの申し出というのか、申し入れ的なことは、私もこれまで何回かやってるんですけども、それをしないと質問できないというようにしてしまうと、先ほどの話じゃないですけども、議論が非常に枠の狭いものになったり、緊張感のないものになってしまうという恐れを思うんですね。ですから、どうしても深めて準備をしている部分と、やはり議論の経過の中で出てくる疑問ということともありますので、質問通告をしなければできないというルールづくりというのは、少し問題があるんでないかというふうに思います。

○久米啓右委員長 ちょっとお伺いしますが、委員会で事前に通告しておったという方、委員さんおられます、経験あるという方。詳しく答弁いただきたい場合は、蛭子委員あります。

○蛭子智彦委員 何回も。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 通告というのが事務局通して、委員長通して通告する場合と、今回こんなこと聞きたいでいうて直接言うとか場合と、それは通告とはいわんのやろけど。そこら辺のルールづくりをきちっとしとくんも必要かなというふうには思いますけどね。

で、だからそういう意味では、委員長を通じて質問しますとかいう通告はしたことはないです。ただ、担当課にこんなこと今度聞くでとかいうことは言うたことはあります。

○久米啓右委員長 ここでいわれてる通告は、本会議の一般質問のような意味合いがあるように思います。ですから、通告内容以外についての質問を制限するというようなことをいかなものかという、いわれておりましたし、委員会もそういうことではないと思うので、その辺は柔軟に、委員会の場合は柔軟にいけるんじゃないかという気がしますが、ほかの方の意見をお願いします。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 多分これは答えるときにね、資料がありませんとか、今ただいま資料持ち合わせありませんとかいうような形でのことを避けたくて、要するに、こういう資料が欲しいとか、これは持って来といてくれとか、そういう意味での通告制という意味やったんではないのかなと僕は理解してるんです。時々ね、それはちょっと今資料持ち合わせないです、また後日とか、後でとかいうようなことがね、ありますんで、そういうような細かな数字とか、きめ細やかな説明が欲しいときには、これについて資料を持って来ていただきたいみたいな形での通告制というのは、あってもええかなと。それ以外の話はね、通告以外の話はしたらあかんというのは、これは全く委員会では無駄やと思いますんで、そういう意味でも僕は通告制かなというふうには考えてるんですけど。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私もほぼ一緒なんですけどね、やっぱりやってみたらどうかと思うんですよ。できる文章で。出す出さんはそれ個人ですけどね。ただ、これも試行ですからね。一度そういうことも10月か何かの委員会のときにはね、そういう制度もあるよと。事前にこういうのを紙で出しといたらね、ちゃんと準備してくれるよということもね、一回やってみる手もあるんじゃないかと私は思うんですけどね。ただし、それにこだわらずにね、

それ以外にもっと幅広くやんねんけどね。

それは熊田委員の言う通りやと。私は熊田委員と同じ意見なので。やってみる、そういうこともやってみてもええんじゃないかと。紙を用意して紙を出しとくっちゅうこともね。これもやってみるという意見ですけどね。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 私も熊田委員の言うことで賛成やけど、そんなんもう資料欲しい人は、前もって委員長に申し入れて、事務局に申し入れてもらうと。後、質問すんのは通告制やいうてなったら、これまた順番決めんならんし、普通思いつきではしゃべれんようになってくるわけやな。それで、同じ所管内の部が来とんのによ、それを答えないう、ほんなら全然、総務で産建の質問やからあんまりその他でしてもよ、それは答えられんときはもうそんで次回にしてくださいと。総務の質問すんのに総務関係みな来とってやな、質問しよう答えんや逃げるやいうのは、これはよ、持ってのほかやしな。やっぱしそれは通告制やいうて一般質問みたいなことしられたら、結局しゃべる間ないやろ。順番また早い順番から言っとったらしまいに時間ないかもわからん。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 私は付託された案件、開会中の委員会はそんなん要らんと思うんですよ。この案件について何でも答えてもらうんで。だから、閉会中の委員会をちょっと意識して言うたんですけどね。閉会中っていうのは、ほんまに何が飛び出すかわからんっちゅう格好でやるんで、そういうことも事前にやっとく点も一つのやり方かなというふうに思っています。あくまでも閉会中ということです。

○久米啓右委員長 付託案件はそれなりの資料は十分用意してますわね。そのつもりだと思いますし。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほどの資料の調整の話なんですけどね、よく事前にこんなことはどうなってるかいう質問するための基礎的な調査しますわね。そのときにこれは出せませんということの返事もときにはあるんですけども、それは情報公開の請求をしてくださいたいなね。だけど、議員が情報公開の請求をしなければ出て来ないというのが、ちょっと理解できない部分があるんですけども。所管調査の項目の中で、議員が見てはいけないような資料というのはどういうものがあるのかっていうのを、そういう基準というのか、ど

んな考え方でいるのかなというのを、ちょっと知りたいんですけどね。

もう本来、先日も一般質問のときに、災害の支援マニュアルというのがあるということで聞いたんですけど、なかなかこれがね、もらえなかったんですよ。で、職員に対するマニュアルを何で我々が見られないのかという、かなりやりとりをしてから、わかりましたというようなこともあったんですけどね。

だから、すごくこう、情報を隠すようなことになってしまわないように、事前通告したときに、出せませんありませんというような話があんまりないようにしてほしいなという思いがあるんですけども。そこら辺、どんな考え方に立っていけばいいのか、議会事務局としてはどんな考え方をお持ちですか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 執行部への資料要求についてですね。委員会での資料要求は、委員会で決定して執行部へ資料要求することができます。

ただ、執行部はそれを提出するしないについては、執行部の考え方で行えるという、資料要求してもそれを必ず出さんならんという拘束力はありません。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 調査、議員としての行政に対するチェックなり調査なり数字の調整なり、それを求めるということとはできないのですか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局次長(阿閉裕美) 求める、委員会として、個人は、個人の議員さんはもう議員活動としての中になりますので、それは個人として執行部側に求めることはできますが、執行部側の対応としては、先ほど言うたんと同じような形になるんかなと思います。

ほんで、個人についての余り書かれてるものはありません。あくまでも委員会での資料要求について、先ほど話をしました。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 資料を出せないなら出せない理由が要ると思うんですよ。理由がね。ただ出せませんというようなことではないと思うんです。

で、議員としての有権者から選ばれた者として、行政の中身について調べたり情報提供

を求めたり、当然のことやと思うんですよね。それを断るには断るだけの理由が要ると思います。例えば個人情報で保護されている情報であると。これはいろいろ言っても出て来ない話であって。それ以外の情報はやはり隠すには隠すの、例えば外交上の機密であるとかね、これはよく国政で問題になるんですけども。そういう理由づけであるならば、現状であれば出せない部分っていうのはあるかも知れない。

しかし、地方自治体の中で、個人情報以外の情報で出せない理由、例えば入札に関する情報であったりとか、こういうのもなかなか出せない話だと思うんですけどもね。そこら辺の基準というのか、やはり透明性なり公平性なりを持った基準というのが必要じゃないかというふうに思うんですけども。議会事務局、その見解はいかがですか。

○久米啓右委員長 事務局。

○議会事務局長(高川欣士) 先ほど、次長が説明したのはですね、議会として調査権とかそういうのは働きますけども、議員個人については自治法上何にもうたわれておりません。

ですから、出す出さないというのは執行部側の善意であったり、配慮であったりというしか根拠がないというのは、法的に出せない理由というではなくて、出す根拠がないという多分説明やったと思うんです。それは委員会も同じなんですよね。ですから、委員会でも資料提供をして、委員会で決まった資料提供についても、こういうふうにも書いてありますけども、執行部側はその資料に対して、必ず出さなアカンという法的根拠はないということなんで。あくまでも法律的な話です。行政運営上のどうこうと今言われてることじゃなくて、我々は法的なことしかちょっとお答えできないんで、そういうお答えになってしまうということです。

ですから、法的に言えば、委員会で資料請求したとしても、執行部側がですね、の善意で出すことはあっても、出さなくても執行部側のサイドの裁量になるというような法的な見解が書かれております。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 で、あるならば、議会としての行政に対するチェック機能というような、これは議員としての議員必携をしっかりと書かれてる話であって、そういうものを行使しようと思えば、やはり行政資料についても十分目を通すという権限をもたないと、チェック機能などというのは絶対発揮できるものではないというふうに思うんですね。

ですから、議会改革の課題として、今回そういう問題っちゅうのは出てないんですけども、やはりもう少しそういう二元代表制として、議員必携に書かれている議員の職務、

こういうものを遂行していく上で、改善せなあかん点としても、もし地方自治上明記されてないから善意、やっぱり配慮というような、そういう抽象的であいまいな基準で出す出さないということを現状で考えておられるということであれば、その点についてやはり再度考え直してみる必要は議会としてあるんじゃないかなというふうに思います。これは事前通告などする上での大前提の話やというふうに思いますけれど。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今出てた情報については、前委員会でいくと、1－2－5になるんですけども、委員会の政策形成過程への積極的関与の中で、議長は市長に対して市の重要な会議や各種審議会等の開催について広く市民の傍聴を可能にし、会議結果の公開や所管下での議事録や資料の閲覧などができるようにするなど、積極的な情報提供に取り組まれるよう要請されたいという報告がしてます。だから努力を求めるというか、そういうことは基本条例等でも可能かなと思います。

ただ、できるできらんは提供する側の善意やといわれる中で、やっぱり協議をしてできるだけ出してもらえようなものをつくり上げていくということは必要かなというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 これについては、いろいろ議論があると思います。基本条例をつくってとっても行政側の改革も必要になってくるかと思います。行政基本条例つくっておられる行政もあるということであるし、積極的な情報提供をこれからも求めていくという形を取っておかなければいけないかなと思います。通告制については、これも含めましてもう少し議論をしたいんですが。

原口委員。

○原口育大委員 さっき当初冒頭で小島委員さんの私的な思いで、通告制であつたりについても触れてあつたという中で、さっきから副委員長なり柏木委員なり、言われてたように、準備してもらうのにできるだけ深い議論ができるように準備してくださいよと。そのために、事前に通告をしたほうがいいですよということから入っていくべきやと思ってます。

ただ、最終的には私自身は小島委員に近い意見を持ってまして、他市の事例今からまた調べなあかんですけど、例えば閉会中に今月は特に何もなければ、何にもないのに委員会開く必要はないわけで。そこら辺あるかないか、あるいは所管事務の中でもこれとこれを重点的に今回はやりましょうとかですね、そういうことを事前に招集の中で、あるいは委員会で次の会はこれをテーマにしましょうとかですね、いろいろやっぱり絞り込むいうこ

とも私は必要やと思ってますし、その中で究極はやはりもうこれやと決めたことについて集中的に深くするためには、それに関する委員だけの、説明員だけの出席を求めて集中的にやるようなことも、将来的には私は考えるべきやというふうに思ってます。それは今からまだ調査段階なんで、当面は積極的に委員長にでも通告して、その部分については答弁漏れないように求めていくというふうなことから試行されてはどうかというふうに思ってますけども。

最終的には、僕の思いとしては、いまだ無駄やいうてしまうとまた怒られるねんけど、より効率的にやるためには、そういう説明員の範囲も限定したり通告して、それに絞り込んで積極的にやるということも必要やというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 通告制にせえと言うとの。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 通告制にせんと、その議論しかできないとかいうふうな話は今できひんと。さっき出とったように、通告することによって、資料の準備とかを徹底的にやってほしいということで、とりあえず通告も併用してやるべきやと思う。

ただ、将来的には、そういうのがうまくこう機能するんだったら、将来的には、僕は通告いうて一般質問みたいな話じゃないですよ、今回はこの議題についてやりましょうと。だから、下水道なら下水道の所管で徹底的にきょうはやりますよというふうな形に持っていったらいいんじゃないかなというふうに思ってるという話なんです。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 委員会の開催回数をもっとふやすということであれば、今の話もあるのかと思うんですけども、現状の月1回ペースの委員会開催でそういう議論を限定するというのは、ちょっと危険なことだと。もっといろんな角度から行政に対する議論、執行部に対する議論というのは、やっぱりするべきであるというふうに思いますので、テーマを絞ってやったようなときもあったかに思うんですけども、現状では所管事務調査については、やはり幅広く門戸広げて議論の場を提供するということが今現状のスタイルではね、やっぱり必要であるというふうに思います。

○久米啓右委員長 時間が差し迫ってきておりますので、委員会のあり方についての議

論はこれまでにしたいと思います。引き続き、次回も取り上げたいと思います。

協議事項3番の基本条例の制定準備で、読み合わせ、あるいは班分けということにすることについてということですが、これはちょっと後に回しまして、4番の視察について、残りの時間で皆さんと御相談をしたいと思います。

視察については、工程表で説明したんですが、8月でないと日程が組めないという現状です。

それと、行き先についてですが、たたき台として、一つは会津若松市、福島県ですね。これはまだ皆さんには資料行ってないですね。行っとんのか。福島県で今、原発、地震になって少しでも視察に行つて元気づけたいという、元気づくかどうかかわからんですけども。そういった読み合わせも会津若松市の基本条例を用意してます。それともう一案は、松本市と塩尻市かな、案です。福島県のほうに行きますと、ちょっと佐倉市との組み合わせで行きますと、ちょっと日程が窮屈なので、ちょっと副委員長ともう少しこの辺見直してみてもどうかと思つとんですけども。

基本条例については、松本市は栗山町とよく似た感じのですけども、会津若松市は少しちょっと変わってると。変わってるいうたら変ですけども、取り組み方が少し。前委員長も会津若松市はいかがでしょうかという案もいただいていますんで、できたらそちらのほうに行きたいとは私考えてるんですけども。

1番2番選んでおるんですが、東北支援という意味合いも兼ねて福島県。8月の盆外して、8月前半、できたら前半がいいんですが、盆過ぎますと議会が近くなってくるんで、会津若松としては、にぎわいがちょっと少ないんで、ぜひ訪れていただきたいというような雰囲気なんです。一応、副委員長にちょっとお任せしてて、福島市と佐倉市ではなく、別の自治体と組んでもう少ししようなかと考えてますが。副委員長と私のほうにお任せいただけるんでしたら、そのようにさせていただきます。よろしいでしょうか。そしたらもう少し精査して、副委員長と相談させていただきます。

日程については、7月は当然、各委員会等の予定入っておりまして、視察もありますし。8月前半で検討させていただきます。事務局と相談しなければならないので。

それと、次の開催日ですが、御案内があったかと思うんですけども、7月6日、来週です。9時からになっております。同じ時間を費やしますと2時までということになります。一応その予定を持っていたきたいと思います。昼挟むということです。よろしいでしょうか。

事務局何かありますか。よろしいか事務局。

それでは、本日の会は閉会したいと思います。

熊田副委員長、よろしくお願いします。

○熊田 司副委員長 では、以上をもちまして議会改革特別委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会 午後 2時55分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 6 月 29 日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 久 米 啓 右